

第十九回 参議院内閣委員会 會議録 第四十六号

昭和二十九年五月二十八日(金曜日)午後一時十七分開会

出席者は左の通り。

委員 小酒井義男君
理事 植竹 春彦君
長島 銀藏君
竹下 豊次君

委員

國務大臣

政府委員

事務局側

國務大臣 緒方 竹虎君
國務大臣 木村篤太郎君
法制局長官 佐藤 達夫君
法制局次長 林 修三君
保安行政次官 前田 正男君
保安庁人事局長 加藤 陽三君
保安庁経理局長 石原 周夫君
保安庁装備局長 久保 龜夫君
常任委員 杉田正三郎君
会専門員 藤田 友作君
常任委員 藤田 友作君

本日の會議に付した事件
○防衛庁設置法案(内閣提出、衆議院送付)
○自衛隊法案(内閣提出、衆議院送付)

○理事(長島銀藏君) それでは只今より内閣委員会を開会いたします。

○岡田宗司君 第十条の教育局の問題について伺ひたい。教育局は、これは陸海空軍、三軍の教育の根本方針を司る局だと思ふのです。が、ですから、又それを實際的に進める局だと思ふのですが、とにかく戦力なき軍隊ですが、これにやっぱ一定の教育方針というものがなければならぬと思ふのです。大日本帝國軍隊のときには、とにかく忠君愛國と言いますか、天皇のために命を捧げるということが根本で教育が進められておつた。これがいい悪いは別として、いろいろ批判はありますが、とにかくそれが日本の軍隊の根本の教育方針になつておつたように私は思ふ。そこで警察予備隊、保安隊、自衛隊と変わりますが、この自衛隊の教育の根本方針は何によるものか、そこを一つ伺ひたい。

○國務大臣(木村篤太郎君) 申すまでもなく、自衛隊員は先ず第一に自衛隊の趣旨目的というものを十分に把握さ

せる必要があらうと考えております。それは即ち我が国の平和と独立を守る必要がありと考へます。これが根本であります。我が国が平和に、而も国民がのびのびと生活するに満ちて、本當に日本の豊かな国を作りあげよう、というその自覚が何よりも必要であらうと考えております。それと同時に、隊員というものは一致協力しなければならぬ、一致団結ということが一番必要であらうと考えております。その一致団結の下に、初めて本當の友愛の精神も湧上つて来るのでありますから、これを目標といたしております。それと同時に、規律の厳正なることを必要とするのであります。規律のないときに立派な自衛隊は作ることできません。これにやはり主眼を置いております。それと同時に、自衛隊員は一個の社会人としての教養を身に付ける。もとより自衛隊は國民の自衛隊であります。國民の信頼の下に立たなければならぬ。國民に信頼を得るためには、十分に教養を養つて一個の社会人としての人格を築き上げるということを目標といたしております。それと同時に、自衛隊におきましては、与えられた任務があるのではありません。その任務を尽す上において十分な技能を磨くことを我々は目標としておるのであります。それと同時に、自衛隊は申すまでもなく、不当なる外部の侵略に対して対処する部隊でありますから、そういう不幸な事態が生じた場合においては、我

が国の安全と独立を守るために身を挺してこれに當るという氣魄を養わなければならぬ。こういうことを我々は目標として隊員を教育して行きたい、こう考えておるのであります。

○岡田宗司君 まあ自衛隊の直接侵略に備えるということ、勿論戦闘行為を訓練する、そういうことは、結局は死を賭して戦うということ、結局は帝國軍隊においては天皇陛下、お国のために死ぬ、こういう教育であつた。ところがですね、今度の自衛隊においてはまあ木村保安庁長官の言われたことは、何か保安庁から出てくる教育の基本方針に書いてある通りであります。が、まあそういうことはそれとして一番帝國陸軍なり海軍なりの場合に問題になつた天皇陛下のために死ぬ、この点ですね、これは今度の自衛隊ではやはり何かそういうような死を賭して守らなければならぬのだと教える点がない、ということ、精神が入らないのじやないか、というふうに言われております。が、果してその点について木村保安庁長官はどういうふうにお考えになります。又どういふふうなもののために死を賭して戦う、ということ、言ひ得るか、それを一つ伺ひたい。

○國務大臣(木村篤太郎君) 従来旧軍隊においては天皇陛下のために死ぬという教育がされたように承つております。併し私は死ぬ、ということ、これはよほど考えなくちゃならない。どこまでも生き延びてそして自分の与えられた責任を遂行しろ、というこ

とでなければならぬと考えております。人間の生命ほど大事な点はありません。戦場に當つてやたらに死なれては困るのであります。どこまでも生き延びて、そして自分の与えられた責任を完遂しろ、この精神を私は養わなければならぬ、私はこう考えております。そこで根本は、自分らはこの愛する國のために守るのだ、この氣持であります。これは平たく言えば、愛國の精神とも言えるであらうでしょう。少くとも三千年來我々の血を引いた祖先の墳墓であるこの國の平和と独立を守つて行く、これに基盤を私は置かなければならぬ、こう考えておるのであります。

○岡田宗司君 そういたしますと、まあ帝國軍隊の時代と死というものの對する觀念が非常に違つて来るのです。で、只今のお説ですと、天皇陛下のために死ぬ、という旧軍隊の觀念は、この自衛隊ではとらえない。そしてまあ自分の國土のためにあくまでも戦う、而もそれは死ぬ、ということ、前提にしてではなくて、あくまでも全力を挙げ、てそしてその命を長らえて戦う、こういうふうな根本觀念は變つた、變つておるのだ、というふうな解釈によつておる、と聞いていますか。

○國務大臣(木村篤太郎君) 根本觀念が變るか變らないかは別問題といたしまして、我々は輕々しく死ぬ、といううなことは断じてとらえないのでございます。どこまでも使命を全うする、自分の責任を完遂する、即ち我が國土の

防衛に当るといふことであつて欲しいと思ふ。

○木村義三郎君 今度防衛庁法案に教育という面が相当出て来ておる。そしてこの第十條で教育局を新たに設けておられますが、保安庁法の場合には四局で、教育局というものはなかつたわけですが、今度新たにここに加つておるのです。そこで特にこの教育局を設けた理由ですが、これは改進黨等三派折衝の経過などもあると思ふのですが、これは予算には予算措置がなされてないといふことは、前に伺つたわけですが、これは新しく又予算措置をやらなければならぬと思ふわけでも、その点一つ特にこれは新しく加つたもので、お伺いしたいと思ふ。

○政府委員(加藤陽三君) 昨日石原経理局長が申上げたごとく、予算措置といたしましては、四局ほどできておるわけでございます。その後法案といたしまして一局増えましたので、予算上訂正を要するやうなところもあるかと思ふのでありますが、人員といたしましては、防衛庁の職員といたしましては総数は変わらないのであります。予算の御審議を願ひました数と変わらないのでございます。その中におきまして、課長級でありますか、部長級でありますとかの職員の一人を局長に振替えるといふことになるであらうと思ふのであります。これは昨日の経理局長の御説明のごとく、予算総則におきまして濫りに要するといふことはできないといふことになつておるやうであります。願ひ、成立いたしますれば、その点の話し合ひはつくだはないかと思つておる次第でございます。

○木村義三郎君 それからもう一つ、趣旨でですね、どういふわけですか、保安庁法のはうにはこの教育局というものはなかつたわけですか。それが今度新たに教育局を設けたに對しては、相當の理由があるはずだと思ふのですが、その点を伺ひたいのです。

○國務大臣(木村篤太郎君) これは御承知の通り、自衛隊で参りますと、現在の保安隊よりも余ほど性格も異にいたします。又特殊の訓練もなければならぬのでありますから、それらの面から考えまして、將來自衛隊のためにふさわしい教育を施す、その教育について総合的に計画を立てて行くことが必要ではないかといふことで、ここに一つ入れたわけでございます。

○木村義三郎君 これはこの五局の中でも非常に重要な部局ではないかと思ふのです。それで、今局長は新しい教育と言われましたが、これは先ほど岡田君からも、この点質問をされたたんではないかと思ふが、この教育の方針ですね。保安隊のときにはこういう教育局といふのを特に独立して設ける必要はなかつたが、今度特に防衛隊になる場合に、こういう教育局といふものを専門に設けてやるに對しては、今後の保安隊の教育といふものが非常に重要であり、従つて教育方針といふものも今までと違ふのであつて、そういう観点から、相當やはり独立して新しくこの局を設けたに對しては、新らしい教育といふ面について、長官としてはいろいろのお考えがあるのではないですか。特に警備の段階から防衛の段階に入り、警備を任務としていた人が直接侵略に今度は對抗して行くといふにつ

いては、非常に隊員の教育といふものは重要であるし、又仮に我々は再軍備に反対でありますけれども、併し防衛隊といふものができた場合、その軍隊が、非常に我々が反対してもできた以上は、民主的な軍隊になつてもならなければいけません。それから、我々が我々は反対すると同時に、我々が反對してもできてしまえば、今度はそれを如何にして民主的な軍隊にすべきかといふことに我々は今度は第二段の努力を傾注しなければならぬのです。そういう場合には、やはり教育といふ面が非常に重要であらうと思ふのです。そこで特に自衛隊、これを教育する場合の根本の教育に關する考え方、特に新しい教育といふ言葉がありましたが、そういう点について、これは細かい点までは何う必要はないのですか、根本の考え方を伺ひしておきたいのです。

○國務大臣(木村篤太郎君) 根本の方針は先刻申し上げました通りであります。それを更に下部にどういふふうに進めしめるかについての種々の方法はあります。もとより民主的に我々はものを考えなくちやならぬのであります。自衛隊にしても、よくそれらの点を把握せしめる必要はあらうと存じます。一に教育の力に待たなければならぬといふことはもとよりであります。その意味において、教育局を新たに設けて指導、訓練の方針をここできめさせよう、こういうのであります。

○國務大臣(木村篤太郎君) 勿論これができる以上は、ここで十分研究いたしまして、大方針をきめるつもりであります。

○木村義三郎君 大体これはまあ改進黨との三派折衝の間にこういうものができたのですけれども、局を作るに當つては、そういう大體の基本方針、そういう腹案とか、試案といふものもあるのじやないでしょうか。

○國務大臣(木村篤太郎君) この教育局を設けて、教育局で十分に検討して、大方針をきめるべきであらうと考えております。

(理事長島根藏君退席、委員長着席)

○木村義三郎君 私は教育局に關してはこれでもよろしうございします。

○矢嶋三義君 この教育局の創設は、昔の教育總監部の芽生えではないかと思ふのであります。考え方は同じなんでしょうか。

○國務大臣(木村篤太郎君) 決してさうではございません。御承知の通り、旧いわけの軍閥と言つちや語弊がありますが、旧軍のときには、教育總監部、参謀本部、それと陸軍省とが互に鼎立しておつた。さういふ構想では決してありません。防衛庁の内部の一機構として、教育の大方針を立てさせよう、と、こう考へていたのであります。

○矢嶋三義君 当初のこの防衛庁設置法案要綱の政府案なるものには、教育局といふものはなかつたのであります。が、その当時の考え方はどうだつたのですか。

○國務大臣(木村篤太郎君) その當時は、いわゆる旧保安庁時代の構想であつたのであります。新たに教育局

を設けて、ここで教育に關するすべての総合的研究をさせることが妥當と、こう考へます。

○矢嶋三義君 軍隊は軍政面と軍令面、それに教育面、こういう三本建で構成されるのが普通です。曾つての我が国の軍隊においてもそうであつたわけでありまして、当初保安庁並びに政府が、教育局といふ内局を考へていなかった。その後軍隊創設を主張して、軍令として教育局は欠くべからざる要素だ、こういう立場において教育局が附加えられたわけであつて、これは自衛隊が軍隊的性格を備える一つの重要なポイントになつてゐると考へるのであります。その点如何でありますか。

○國務大臣(木村篤太郎君) 軍隊的性格を持つたポイントとは考へておりません。

○山下義信君 教育の問題が出ましたから關連して何うのですか、防衛庁、自衛隊を通じてですね、表を頂いたやうに思ふのですが、全体でこの学校の数といふのは幾つあります。

○政府委員(加藤陽三君) 学校といたしましては、先ず保安大学校といふのがございします。今度この法律が成立いたしますと、防衛大学校になります。そのほかに各保安隊及び警備隊の内部の学校といたしまして、お手許に差上げました保安庁法関係法令集五十五ページに、施行令の二十六条といふのがございまして……。

○山下義信君 防衛庁で言うて下さい。防衛庁、自衛隊で言うて下さい。今度の組織で言うてみて下さい。……それじやどなたかお調べになつて……。

○政府委員(加藤陽三君) いやここに

ございましたから……。陸上自衛隊予定編成表という資料がございます。その中に、陸上幕僚長の指揮を受けますところの機関としての学校といたしまして、幹部学校、幹部候補生学校、富士学校、対空特科学校、衛生学校、武器学校、通信学校、業務学校、需品学校、調査学校、輸送学校、施設学校、航空学校、それから海上自衛隊のほうの関係といたしましては、幹部学校と術科学校というのがございます。

○山下義信君 済みませんけれども、今おっしゃった学校の系統ですね。それから極く簡単に、それはどの程度の階級のものが入りますか。それから修学年限と、定員その他を、これは簡単だと思えますから、資料として表にして、わかりやすいようにして頂きたいのですが……。

それですつまり大体に申して、教育局直轄学校と、それから部隊直轄の学校とに二大別しますか。大体学校の種類はこうあるにしても、又学校の上下の程度はあるにしても、所掌関係でいうと、教育局直轄の学校と、各部隊の、何というか、直轄の学校とに、こう縦の系統で、所掌関係で言えば二つに分れますか。皆教育局がずっと直系で所掌している建前になっておりますか。その点は如何ですか。

○政府委員(加藤陽三君) 今申し上げました学校のうちで、大学校でございますね。今の保安大学校、今度防衛大学に直るのでございますが、これは長官が次長を通じて、教育局の補佐を受けて、直接に管理なさる。それからそれ以外の幹部学校とか普通科学校というものは、これは幕僚長の下にある学校で、幕僚長が管理をするわけであり

ます。幕僚長が管理をするにつきましては、長官のきめられました方針に基きまして管理する。その方針を立てることに、教育局が補佐することになるのでありまして、教育局が直接に所管するということにはならないと思えます。

○山下義信君 それで、ありていに申しまして、教育局は教育に関する基本的な計画をしますね。計画ばかりでなしに、自分で直轄して持つていられる防衛大学、これは教育局が直接に持つていられるですね。それで他の部隊の各種学校の大体の教育計画も、これは教育局が作りますね。

○政府委員(加藤陽三君) それは教育訓練の基本に関することといたしまして、幕僚長が立てて来ました大きな計画、幕僚長が所管するのでありますから、直接にはこの幕僚長が教育計画を立てまして、これを長官の承認を受けることになっております。その際に教育局がその長官の承認について補佐をする、こういうことになるのであります。

○山下義信君 そうしますと、まあ教育局の、これはあとで出て来るわけですが、十三条にまあ大体のことを計画を立てて、その大体の教育計画を立てる際には、部隊に属しておる学校の教育計画も立てますか。これはそういうことはしないのですか。教育局は……つまり部隊の附属と言いますか、直属と言いますか、その学校は今の幕僚幹部のほうで大体計画を立てる。それをまあ報告して承認を求め、俗に言う報告をしたものが、教育局で大体は承認もしており、握つても

おるでしょうけれども、つまりその支配権と言いますか、指導権というものは、教育局にありますか、部隊の学校については……。

○政府委員(加藤陽三君) これはその支配権とか、何とかということになりまして、なか／＼むずかしいのであります。が、どういうふうな学校を設けるかとか、この学校においてはどのようなふうなコースを設けて教育をするとか、教育の仕方をどういうふうにするとか、修業年限をどういうふうにするとかいうふうなことは、これは教育に関する基本的な問題といたしまして、教育局がタッチをする。支配権とおっしゃいますけれども、そういうことにつきましては、長官が全部握つていられるわけでありまして、その長官に對して、長官の御裁断を仰ぐのに教育局が補佐する。勿論幕僚長は直接に自分が所管をいたしておられますが、幕僚の意見というものは長官の御裁断に大きな影響力を持つことは、これは勿論であります。教育局は教育局として、そういう面から、広い高い面から、長官の御裁断に對して補佐をするということになるのであります。

○山下義信君 そうしますと、部隊の学校のいろいろ計画内容はその部隊できめる、いろいろ使用する教科書と言いますか、そういういたものをきめるのは、どこできめますか。部隊のほうできめますか。教育局がきめますか。

○政府委員(加藤陽三君) これも資料もいろいろあると思うのでございますが、その基本的な大事な資料につきましては、これは教育局のほうで相談を受けてきめることに相成らうかと考えます。

○山下義信君 私はだん／＼聞いていますと、私が知りたいと思いましたが、は、教育局というものが極くあらましの、総合的な学校の設置であるとか、いろいろの規模だとかいったようなプラン等を大体皆作つて、それで直接世話をする学校は、今言つたような防衛大学と、防衛研究所はあるでしょうけれども、その多数の各部隊の持つておるいろいろ専門的な実務には困るでしょう。訓練というものは困るでしょう。そういうようなものには、それは防衛庁長官を通じて、監督権、管轄権はありますけれども、監督権、管轄権がそれをいろいろと統轄して、實際は運営をして行くのだということになりますと、教育局はまあ計画的な立案機関であつて、まあ学校のほうへ對しては、余り直接、何と言いますか、嘴も容れんし、平たい言葉で言えば、指導権といふべきか、支配権という言葉が悪ければ……。指導も余りできない。まあ間接にはいろいろ連絡はします。が、例えば今いろいろ教育の基

本方針等について問答もありました。が、そういう教育の或る方針の決定ということは、やはり学校をずっと系統的に、まあわかり易い言葉で言えば、管轄、統轄と言いますか、掌握と言いますか——を持つていなければ、教育方針の徹底が期せられないように思うわけですね。これはそういう点については少し欠くところがあるように思いますが、どうなんでしょうか。これは新設されるのですか、今度は……。

そういう点の御配慮はどういうふうな建前になっていきますか。

○政府委員(加藤陽三君) 今のお尋ねは、教育局だけでなしに、内局と幕僚監部とのあり方の問題になつて来ると思ひます。

○山下義信君 わかりました。大体にはね。

○政府委員(加藤陽三君) 大体において同じようなことなんでしょうが、大体今のやり方はですね。基本的に……。

○山下義信君 同じですね、基本的に見れば……。それでわかりました。

それで今の保安大学の——これは木村委員が仰せられてる資料であつたと思ひますが、二十八年度の募集人員、応募人員の資料は、二十九年度は頂いたのですか。これは二十八年度の応募人員の競争率と、二十九年度は半分に落ちてゐるのですか。これは逆説すれば、二十八年度が非常に応募者が多かつたという理由、今年度で言えば、非常にがた落ちしたという理由、何かの理由があると思ひます。非常に希望者が多いのですか、どちらにしても……。二十九年年度を見ても、ざつと十五人に一人という競争率、これはどうしてこんなに応募者が保安大学に殺到するのですか。これへ入ると幹部になれるからというわけですか。それはどういふことですか、その状況は……。

○政府委員(加藤陽三君) これは志願する者、個々によりまして、いろいろ具体的な事情があるであらうと思ひます。私どものほうにいたしましては、こういうふうな保安庁と申しますが、防衛庁と申しますか、こういう機関に将来自分の生きる道を見出したいと思ふ希望者であらうと思ふの

であります。そういう熱意で来るのであろうと思います。

○山下義信君 それで、この今の応募者が昨年より半分に減りましたのは、どういふわけでしょう。

○政府委員(加藤陽三君) これは前回矢嶋委員のお尋ねに対しても申し上げたのでありますが、私どもの見るところによりますと、二十八年度が最初の募集だったのであります。保安大学の最初の募集でありまして、保安大学の性格と申しますか、そういうものに付きまして、受ける学生の側はもう一度十分に理解していかねばならぬ、という性格になるのであろうか、まあ一応受けて見ようというので受けたものの相当な数のじやなかろうかと思ひます。二十九年度に至りますと、学校のほうでも学校の性格がはつきりと受ける者にかつて来たということが一つであります。いわゆる俗にひやかしの受験者がなくなつたということもあらうと思ひます。又試験の科目にいたしまして、物理と化学と両方とも必須科目に加えた、こういうことが学生にとりまして相当大きな影響を与えたように思います。又身体検査等の点につきましても、二十九年年度からは保健所におきまして身体検査をあらかじめ受けまして、或る一定の健康状況の検査を受けたり、それに合格したもののみ願書を受け付けたというようなこともいたしました。それからまあ前年の競争が相当烈しかったというやうなことも相当影響しているのではないかと思います。学校の教官の方々に聞きますと、本年入りました学生は昨年入りました学生に比べて遜色はないと申しております。

○山下義信君 人事局長に伺います。が、私はいつか一般質問のときに長官に伺つたのであります。そのときに、そのとき、一般的事実、共産党関係のことを申し上げたのであります。今のいつか新聞に出ておりました保安大学へ共産党の関係が生じたという事件が伝えられておりました。あれは実際どういふことがありましたか。あれは実際どういふ状況になつておりますか。又今日どういふ状況になつておると思ひます。これは学生自治会を作るという問題でありましたね。

○政府委員(加藤陽三君) たしか昨年末のことであつたと思ひますが、この前も申し上げましたが、学校のほうにおきまして、学生に自主的な風を養成したいということ、自治会を作るというやうなことをしまして、寄り寄り研究しておるわけでありまして、たまたま保安大学の学生の数人の者が電車の中で見知らない学生に会いまして金を貸したというやうなことがあるのだ、そうである。その金を返して来なかつた学生がそういうふうな言動があつた。学生に対して何か全学連に加いなければいかにやないかというやうな言動があつたというやうな事実があることは聞いたのであります。それが共産党のかたであつたかどうかという点については、確実な断定するやうなものはないやうであります。そういう事実はあるけれども、生徒は別に扇動してないやうに報告を受けております。

○山下義信君 柵を越えたりして、しよつちゆう外から党との連絡をとつておつた、ああいう事実はないのですか。

○政府委員(加藤陽三君) 新聞にそういう報道がございましたけれども、聞くところによりますと、垣根を越えて入つて来るという事実は認め難い、或いは我々の調べの足りない点があるかも知れませんけれども、調べた範囲内においては、そういうことはないと報告されておりました。

○木村福八郎君 十三条のほうを見ると、十三条は又あとで何うののですけれども、教育局のことは保安庁法で五、六、七号にあることが、今度は自衛隊教育局の仕事をやる。これは隊員の教育だと思つたところが職員教育なんですね。職員の教育ということ、この保安庁法のほうに於いてやばりそうなるおそれがある。私隊員が教育に関する基本のことを掌るのかと思つたのですが、職員というふうに限定してあるのはどういふ……。

○政府委員(加藤陽三君) これも先回御指摘をされて、実は答弁に苦んだのでございますが、本当は職員という言葉を、行政官庁といたしましては、いわゆる隊員というものの職員というふうに表示してあるものであります。ほかの官庁におきまして……、それを今度防衛庁設置法というものと自衛隊法という二つの法律にいたしました関係で、ほかの法律には職員とあるものを自衛隊法のほうでは、特にその職員を隊員と呼ぶのだというふうにしておるもので、そういうふうな問題が起つておるのでございますけれども、そこで言つておる職員という中には隊員

も入つておりますし、のみならず隊員が主要なものであります。

○木村福八郎君 わかりました。それから私教育に關連して頂いた資料ですね。特に「航空自衛隊教育訓練計画」というのを頂いたのです。操縦関係、整備関係、通信関係、米國留学、特別任用幹部初年度教育、特別任用空曹及び新隊員の基礎訓練とありますが、そのうち極東米空軍委託により教育する人員は、操縦関係にもあり、それから整備関係にもあるわけですね。これはどういふことなんですか、伺つておきたいのです。極東米空軍委託により教育する、これは具体的にどういふことなんですか、よくわからない。

○政府委員(加藤陽三君) お手許に差上げました教育訓練計画の操縦関係について申し上げます、(1)の操縦学校において教育をするお申し込みは、この法律が通りました時におきまして、航空自衛隊の操縦学校を作りまして、そこでここに書いてありますやうな教育をしたいと思います。(2)に書いてありますのは、その学校の教育とは別に極東米空軍に委託いたしました。極東米空軍の基地におきまして(2)に書いてあるやうな教育を受けた、こういうことでございまして、整備関係についても同様でございまして、極東米空軍に委託して教育訓練をするというところでござい

てもらう、こういうことなんですか。

○政府委員(加藤陽三君) 只今お述べになりました通りでございます。

○木村福八郎君 そうしますと、それは教育費とか何とかいうものはどういふふうになるのですか。

○政府委員(石原周夫君) この関係におきましては、教官の費用は勿論払うという必要はございません。ただ教育の実際に使います飛行機の燃料というやうなもの、それからこれはこちらで支弁することに相成るやうかと思ひます。実はそういう計算で積算をいたしております。それからあとは部品のその他の関係でございますけれども、これは訓練中に取り替へるものもあるかも知れませんが、そのところは今後細かい折衝をしなければなりません。が、そこら辺のところはまだ予算に計上してございませぬ。燃料は恐らく払わなきゃならぬのだから。それ以外のものはこちらとしてはまあ実行上支弁しなければならぬかも知れませんが、それは大した金にはなるまいというふうに考へております。

○木村福八郎君 どうも私は極東米空軍に頼んで、操縦関係それから通信関係、更に又米國留学というのがあるのですけれども、こういう点が我々やつぱり日本の自衛隊は自主性のある自衛隊、自衛隊というけれども、こういう点はやつぱりアメリカ式訓練をこういふところから受ける。で、アメリカの軍事技術その他を受けることそれ自身がすぐにアメリカの雇ひ兵である、というふうなことは私は極端には解しませんが、全通を通じてみると、やつぱりこのM S A協定、それから向うの顧問団、それからこういう米軍に委

○木村福八郎君 そうですか。私は極東米空軍からの要請によつてこういう人員を訓練する、こういうふうな解釈したのでありますが、日本側からは極東米空軍に頼んで、そして操縦関係ならば基本について六十名、高等について十名ですか、これだけの人員を教育訓練し

ておるのですか、それ以外に操縦関係には、整備関係、通信関係、米國留学、特別任用幹部初年度教育、特別任用空曹及び新隊員の基礎訓練とありますが、そのうち極東米空軍委託により教育する人員は、操縦関係にもあり、それから整備関係にもあるわけですね。これはどういふことなんですか、伺つておきたいのです。極東米空軍委託により教育する、これは具体的にどういふことなんですか、よくわからない。

○政府委員(加藤陽三君) お手許に差上げました教育訓練計画の操縦関係について申し上げます、(1)の操縦学校において教育をするお申し込みは、この法律が通りました時におきまして、航空自衛隊の操縦学校を作りまして、そこでここに書いてありますやうな教育をしたいと思います。(2)に書いてありますのは、その学校の教育とは別に極東米空軍に委託いたしました。極東米空軍の基地におきまして(2)に書いてあるやうな教育を受けた、こういうことでございまして、整備関係についても同様でございまして、極東米空軍に委託して教育訓練をするというところでござい

ておるのですか、それ以外に操縦関係には、整備関係、通信関係、米國留学、特別任用幹部初年度教育、特別任用空曹及び新隊員の基礎訓練とありますが、そのうち極東米空軍委託により教育する人員は、操縦関係にもあり、それから整備関係にもあるわけですね。これはどういふことなんですか、伺つておきたいのです。極東米空軍委託により教育する、これは具体的にどういふことなんですか、よくわからない。

から今後の留学計画はどうなっているかということを一つ……。

○政府委員(加藤藤三君) 米国の留学計画は資料としてお手許に配付してございます。現在は昨年の春百四十名余り参りました。それは現生もう全部帯

つておるのでございます。今後、二十九年度におきましてお手許に差上げました資料の留学を計画いたしておるのであります。

○山下義信君 大体の数字でいいので
すが……。

○政府委員(加藤陽三君) 陸上自衛隊のほうで百四十六名、海上自衛隊のほうで約三十名、航空自衛隊のほうで約四十名にきまつております。

○山下義信君 資料の数字が私には見付かりませんで済みませんでした、長いのは一年でしたかね。

○政府委員(加藤陽三君) 期間は最長が一年、最短が六週間でございます。

○山下義信君 わかりました。それで

もう一つは米国側の顧問と言いますか、顧問団と言いますか、或いは教官と申しますか、米国側にこの防衛関係

の各般の学校で教官というような立場にいる人が何人くらいおられますか。それも資料にありましたか。

○政府委員（加藤陽三君） 米軍顧問団配置状況並びにその員数というもののに全体の数字はございます。ただこのう

ち学校へ何名配備になつておるかという数字は現在の状況のはございませぬが、将来の形といたしましては、学校

は富士学校でございますが、それに一部配属されるという計画でございます。

実施項目はまだできていないのですか。

○政府委員（加藤陽三君） どちらの表でございますか。

○木村禮八郎君 この留学のほうです。この註に「各派遣先毎の人員、時期、

期間等の具体的な実施項目については「目下折衝中」となつてますが、これはもう具体的にきまつたのですか。

○政府委員（加藤陽三君）　まだきまつ

ておりません。

○委員長（小酒井義男君） それでは次に進んで頂きます。

○木村禎八郎君 この機密の問題ですが、長官官房の所掌事務のうち機密に関する問題ですが、これは保安庁の場

合の機密、今度は秘密保護法ができませんね、それでどの程度にこれが違つて来るのかお話願いたい。

○政府委員(加藤陽三君) この長官官房の所掌事務として書いてあります機密に關することというのは、各省とも

にある法規でございまして、各省大臣の機密に関する事項というのと同じような趣旨に御了解願つていいと思うの

でありまして、実質的には機密の事項が殖えるかとも思いますけれども、具体的にどういふふうに変つて来るとい

う御説明は困難かと思ひます。

学の場合でございますね、旅費はこちら持ちだと申しましたが、日当等はこちら持ちだということになりますので

訂正いたします。

○政府委員(石原周夫君) M.S.Aで参りますものにつきましては、御承知の

ように、給与法規で支度料はきまつております。これは支度料は日本側で支度す

る、それ以外については向う側で負担をするということになっております。

○木村禧八郎君　今機密に関しまして、少くともこれが保安庁の場合より範囲

及び内容は拡大されるということでしょう。

○政府委員(加藤陽三君) 私の申上げ
ましたのは、これは役所の秘密という
ことでございまして、例えば最高の人
事等につきましてもいろいろ秘密の事

項があると思うのであります。そうい
うようなことを各省共通の事項とし
て、これは書いてあるんだと思いま

す。そのほかにも役所の秘密事項は、これは別にあるのでございまして、役所自体の秘密というものは、防衛秘密

保護法がてきますと、それに伴つて殖えて来るものがあると思います。

○木村福八郎君　ですからやはり秘密

保護法が出て来ますれば、この役所の秘密に関する事項も拡大されて来るのじゃないか、例えばこれはやはり秘密

保護法が制定される前のことなんですけれども、前に次官会議でその機密事項というものをきめまして、それで各

省にこれを実施させるようにいたしましたのですね。それで前の予算委員会で私は質問して資料も頂いたのですが、そ

ういうことはやはり言論統制になつて行く危険があるというので、新聞関係で取材関係に相当影響があるというの

で、やはり相当注目されていたんです。そういう関係で保安庁の場合の機密に関するということ、今度の場合

とは範圍が拡大して、例えば新聞記者の立場に立てば、もつと取材が非常に困難になつて来る、こういうことにな

るんじゃないのですか、今までより
は……。

隊のほうへ監査に行くというとはい
たしてありません。併しその監査とい
うもの、考査というものの一般的な方
針なり大綱はここで扱うということに
いたしております。

○山下義信君 そうすると、内局と部
隊との関連は、いわゆる幕僚長を通じ
てやりますのは、部隊の戦術指揮とか
いうような行動の指揮のみを、幕僚長
を通じてやるのかと思つたら、こうい
う職務的なことも全部擧げてなんです
か。この内局という者は口出しもでき
ねば、物差しもできねば、もう何にもで
きないんですか。この考査というよう
なことでも。これは何ですか、十一
条で見ますと、防衛庁の所掌事務に關
して行政の考査に關することを司とい
うのでありますが、ほかにその行政の
考査を司するところはないんですか、こ
の他の部局には。そうして建前が行政
という建前をとる。所掌事務と言え
ば自衛隊を皆含んでおつて、そしてその
自衛隊の行政の考査に關すること、こ
れが官房でできないんですか。どうい
う建前になりますか。

○政府委員(加藤陽三君) これは又内
局、幕僚監部との関連から申上げなけ
ればならないのでありますが、幕僚監
部はおつしやる意味の軍令だけをやつ
ておるのじやないのではありません、人
事に關することも、前回申上げました
けれども、或る程度的人事権の委任を
受けてここでやつております。又調達
等のこともやつておるのでありますし
て、必ずしも軍令のみというふうにな
つておらないのであります。従いまし
て幕僚長に対する指揮命令というもの
は、その全部に及ぶのであります、こ
の自衛隊法の第八條の但書にありま

すように、「幕僚長の監督を受ける部隊
及び機關に対する長官の指揮監督は、
それぞれ当該幕僚長を通じて行う」と
あります。でありますから軍令、軍政と
分けた意味の軍令だけだということでは
ないのではありません。そこで考査の問
題でございますが、考査の問題は防
衛庁といたしましては長官官房であり
ます。併しこのやり方につきましては
は、これは指揮監督ではないんだから、
内局のものが直接行つて考査をして
いいのではないかと、いうふうなことも
勿論考えられるのであります。ただ幕
僚長というものを、部隊に對する統轄
把握権というものを逆に認めておくこ
とが、この部隊の特性からいたしまし
て必要であらうというふうな考慮も
ございまして、内局の者が直接に部隊へ
出かけて行つて監督をするというふう
なことはしておらないということを上
げておるのであります。

○山下義信君 そうすると、これは先
で幕僚監部のところで伺わなければな
りませんが、軍令はもとよりのことで
ありますが、軍政も一部じやなくして
全部擧げて幕僚長のところへもう
委任されてしまつて、通じてやる建前
ですね。だん／＼少しずつわかつて来
ました。内部部局というものと幕僚監
部、部隊との關係がだん／＼わかつて
来ましたが、もう軍政の面も擧げて幕
僚長を通じてやらなければできない建
前でございますか。

○政府委員(加藤陽三君) この法律に
書いてあります通り、指揮監督という
關係につきましては幕僚長を通じて行
う。その代り軍政、軍令と分けた場合
の、いわゆる軍令的な事項につきまし

ても、内局の関与し得るような建前
はなつております。防衛の基本に關す
ることは防衛庁でやるということであ
ります。その意味のことで御承知願
います。

○山下義信君 先に行つてよろしいで
すか。あれは矢嶋君が教育のこと
これは教育局は曾つての教育總監部の
ようなものではないかという質疑があ
つたのでありますが、もとよりそうで
はないという答弁でありましたが、私
もよく存じませんけれども、曾つての
教育總監部というものは、部内の教育
關係を全部總括統轄してゐることは言
うまでもないことではあります。その
仕事の非常な重要な部面というものは、
各部隊の考査、監督と言います
か、檢閲と言いますか、その監督をす
る仕事が多分にあつたわけなんです
ね。そこで独立的な高い権限も与え
て、學校を統轄するということだけに、何
で陸軍三長官というふうな高い権限
を教育總監に与えたかということ、
そこで成るほど軍全体の檢閲的な仕事
を持つてゐる、こういうふうな私た
ちは常識的にそのように思つておるわ
けなんです。それでこの防衛庁、自衛隊
を通じて最も肝要なのは、自衛隊の監
督、考査と言いますか、何という言葉
がこの両法案を通じて使つてあるか教
えて頂きたいのでありますが、その仕
事ですね。いつもしつちゆう部内に
不正のないように、不規律にならない
ように、いろんな不穩な状況もないよ
うに、不正も行われないように、いろ
いろそういうことの監督機關と言いま
すか、檢閲機關と言いますか、ここは
考査という言葉が使つてあるのであり

ますが、そういう機關というものはあ
るのですか、ないのですか。
○政府委員(加藤陽三君) 規律の刷新
につきましてはそれ／＼の部隊の長が
責任を持つてやつておるわけござい
ますが、現在の保安庁法六十何條であ
りましたか、警備官という……
○山下義信君 あれは悪いことをした
者をつかまえる憲兵隊ですか。
○政府委員(加藤陽三君) 憲兵じやな
いのです。隊員の犯罪を犯した者をこ
れが取締するといふ権限を持つたもの
は、陸のほうにも海軍のほうにもござ
います。そのほかに内局といたしまして
は監督課というふうなものもございま
して、これは附屬機關その他の會計面
からの監督であります。ということに
なつております。

○山下義信君 今の行政監察的な機關
というものはありませんか、これは行
政の建前になつてゐるんですか。
○政府委員(加藤陽三君) 保安隊につ
きましては非常に機關が廣大でござ
いますので第一幕僚監部の中に、ここ
にございまして、監察課というものを
設けております。又各管区總監部が四
つございまして、その管区總監部の中
にもこれが管下の部隊の行政面からす
る監督をする、こういう建前にいたし
ております。警備隊のほうには一万人
ほどの人員でございまして、それか
ら獨立した機關も少いので、これはま
だ設置の域に達してゐないのでござ
います。

○山下義信君 管区に監察係がおりま
すのは結構でございます。だん／＼そ
れが方面隊なら方面隊にも又監察關係
の仕事を持つてゐるのはよろしい。け
れどもそれは飽くまでも自分のところ
にあるのですから、言い換えれば右の
手を右の手で見ているようなもので
から、自分を自分が監察したところ
これはいかに。監察するということに
なれば、やはり横から監察して行か
なければならぬ。各部隊が持つてゐる監
察の仕事はやはり何と云つても防衛
の内局部局の中にその面をちやんと所
掌するはつきりとした事務の中核があ
つて、つまり防衛庁關係の諸機關の
大なる部隊のその全体の監督とい
うものが計画されたり、いろ／＼それが
昔の言葉で言へば、軍紀、風紀、教育
その他訓練、その他に亘つてやはり他
から批判する、他から監察するとい
うものがなければ、自分が自分を監察
しておつたつてこれはしょうがない。や
つぱりそういうものが必要であらうと
思うのでありますが、それは防衛庁の
内局ではしないことになつておる
が、すればどこでするものですか。

○政府委員(加藤陽三君) これは「行
政の考査」ということで官房でいた
します。人事につきましては私のほう
で、人事局のほうで人事に關する絶え
ずまゝ注意を払つておるわけござ
います。それから、これはおつしやる通
り、自分だけで監察しちや駄目じやな
いかという御意見御尤もだと思つた
のでございまして、只今のところでは行政
機關といたしまして行政管理局の監察
部の監督を受けておりますし、會計
檢査院その他の外部の機關による會計
檢査も勿論これは受けております。

○山下義信君 それは部分的なものは
あります。又その行政管理局の行政
監察と言いますか、それは又それで
これは又政府部内の全般についてのこ

とありますが、今は又防衛庁自衛隊のこの膨大なる行政組織の中において、自衛隊防衛庁本部、つまり内部部局監督部局という関係において、私はこの監察的な仕事、これは向うの所掌事務に干渉するというのじやない、所掌事務を侵すというのじやない、監察というものは向うの持つてゐる仕事に越権的な行為をするというのじやないのですから、ですからこれは監察というものは、当然この組織の本部がこれではなくてはならんと思う。

それで私は今「行政の審査」ということが官房の仕事に属するものではありますまいし、この防衛庁の所掌事務一般に於いての審査というものをやるのでなければ、官房の行政審査というものは何をやるのか、これはこの法律的目的はわからんことになるわけであります。これははつきり私にしておきたいのであります。それを、若ししないならば、なくてもよいという理由を明らかにしてもらいたい、そんな監察なんかしなくてもいいのなら。

○政府委員(加藤陽三君) 決して監察をしなくていいんということを言うておるのではないのでありまして、行政審査ということは非常に大事なことであります。大事なことでありますので、内局の官房においてこれを所掌する。ただそのやり方につきましては、先ほど条文を引出しまして御説明いたしましたように、指揮監督ということではないから、直接にやつていけないというふうなことはありませぬけれども、部隊には幕僚長というものが統轄的な存在としておりまして、内局の者が直接に部隊を監督に行くとい

うようなことになりますると、部隊を一元的に強固に幕僚長に把握させたいという趣旨とも若干の問題がありますので、実際問題として今までは部隊に直接に行くというふうなことはしておらないというふうなことを申し上げておるのであります。内局におきまして審査のことを重要な仕事として取上げ、いろいろ企画を立て、絶えず幕僚監督その他から報告を求め状況を把握しておきたいことは必要であると思ひます。

○山下義信君 まだ政府の答弁は私は納得しかねる。これについての確たる基本的な構想もないようでありまして。そういう印象を受けます。これは問題としておきますが、政府においても十分考究せられたらと思ひます。

○委員(小酒井義男君) それでは次に矢嶋君、十二条の問題やりますか。

○矢嶋三義君 はい、十二条。

○委員(小酒井義男君) どうぞ。

○矢嶋三義君 この内局の五局の中で防衛局というのは極めて重要な局だと思ひますが、この十二条の第一号にある「防衛及び警備の基本及び調整に関すること」、この調整は国家の全面的な政策面からの調整という意味も入つていましようが、又陸海空の調整という意味も入つておるものと思ひますが、その点と、それ以上に承わりたいのは、国防会議の防衛計画の大綱とこれらとの比較は大体わかりませんが、実際問題として国防会議のこの防衛計画なものは第十二条に基く防衛の基本に關すること、ここから実質的には出て来るものだと、こういうふうな了承によるのかどうか、その点承わりますか。

○政府委員(加藤陽三君) この第十二条の「調整」ということでございますが、これは今お話しになりました通り、陸海空の調整ということが勿論ございまして、それから内局について考えてみましても、人事の關係とか経理の關係とかいろいろな面からする各局課間の調整など防衛に關する調整ということもあるのではないかと。それから防衛計画のようないふことも当然ここに重要な一つの仕事として扱われるものであります。国防会議等において取上げられます問題についても、この部局が非常に緊密な關係を持つことになると思ひます。

○矢嶋三義君 従つて私はこの防衛局長は非常に大きな役割を演ずると思うのでございまして。その質問をする前に、この防衛局に相當する保安庁の局長は保安局長ですね。現在の保安局長というかたはどいう経歴のかたでありますか。

○政府委員(加藤陽三君) 現在の保安局長は内務省出身、学校を出まして内務省へ入りました経歴を持つております。保安局長になりましたまでは、札幌の警察管区の本部長をしておりまして。

○矢嶋三義君 長官に伺いますが、防衛局の局長は軍事知識に或る程度富んでおられる文民が私は適當と考へます。曾つての日本陸海軍を慕うような旧軍人とか或いは陸海軍の保安隊並びに警備隊の第一線において勤務された制服のかたは当分私はこの防衛局の局長というポストには据えないほうが、この防衛庁の所掌事務から言つて適當であるといふうに私は考へるのでござ

います。長官の御所見を承わつておきます。

○國務大臣(木村篤太郎君) 防衛局の任務は誠に重大であります。単に軍事的知識ばかりでなく、広き視野に亘つて物事を判断する能力を必要といたします。従つて、私は旧軍人必ずしも悪いとは申し上げません。立派な人物もあつては私は認めます。できる限りいゝゆる平服を着た人をこの局に當らしめることが適當と考へております。

○矢嶋三義君 ちよつとそのあとのところは、制服を着た人ですか、はつきり……。

○國務大臣(木村篤太郎君) 非制服者、制服を着た者ではない者です。

○委員(小酒井義男君) 十二条はほかにありませんか。

○山下義信君 これは防衛局の情報の収集の仕事の關係で伺うのですが、いつか駐在武官の御計画を承わりましたが、資料で頂いたかと思うのですが、記憶にもなく、又資料も見当たらないのですが、今大体海外駐在武官の派遣の御計画、派遣地等につきまして伺いたいのです。

○政府委員(加藤陽三君) 駐在武官といふお話でございますが、現在そういうものはないのであります。

○山下義信君 わかりやすく言つたんですが、自衛隊の自衛官の人が視察その他について海外へ派遣せられる御計画がありますか、或いは又現在海外に、いろいろ海外の新知識或いは各国の軍事状況の研究等のために派遣せられた人があります。又今後派遣せられる御計画がありますか。

○政府委員(加藤陽三君) 二十九年度

予算の中に六名を海外に出張せしめる計画を持つております。

○山下義信君 それはどこどこでありますか。

○政府委員(石原周夫君) アメリカ或いはヨーロッパ、そういうようなところにおきまして、できるだけ重複しないように重要なところに集中いたしまして参りますように現在計画しております。

○山下義信君 六名のかたで一名ずつ分かれても六カ所ありますから、国名がわかつておりましたら、予定を示しを願ひたいと思ひます。

○政府委員(石原周夫君) 六名という計画を立てておりますのであります。最近なか／＼この官庁でもむづかしいわけございまして、人数の点も正確にそうなりますかどうかはちよつとわかりかねます。ただ申し上げておきますことは、これはいろいろな情報關係もございまして、技術的な問題もありまして、そういうふうな系統的に海外のことを調査いたしましめるのは初めてでございまして、そこら辺のところはまだ慎重に検討いたしております。国の名前につきましては、まだはつきり申し上げることはできない状態であります。

○山下義信君 ヨーロッパは一カ所でもわかりませんか、予定は。

○政府委員(加藤陽三君) 一カ所と申しまして、大体常識的に見当のつくところであろうと思ひますが、そこら辺のところはどういうふうな日程でどういふふうな廻るかはまだ未定でございします。

○山下義信君 部隊で御使用になりまして暗号ですね、これはもうすつかり暗

号というものは整備されてあります。今度新しい暗号をお作りになりますか。

○国務大臣(木村篤太郎君) 御承知の通り、暗号というものは長らく使えないものであります。時々変える必要のあることはあなたも御承知の通りであります。それらについては十分研究いたしております。

○山下義信君 暗号のことは、これは今度の秘密保護法で言いますと、何の秘密の中に入るのでございませうか。特秘ですか。

○国務大臣(木村篤太郎君) 今度の秘密保護法ではこれは入っております。○山下義信君 それじゃ、私はこれを伺います。別に秘密を聞こうと思つて伺つたのでもなければ、今から申上げることも主なんですが、秘密に入つていくつも、暗号というものは大事なものであらうと思つたのですが、今日は余り暗号というものは大事でありませうか。この暗号は日本独自の暗号をお持ちになるのでしょうか。まあ日本独自でなしに、アメリカと御相談なすつて共通の暗号のものなんですか。この暗号というものの、今防衛庁で、自衛隊で、非常に重大なものに考えておられますか。今頃は暗号なんというものは余り大してそんなに重要な機密というふうな部類には属しない程度でしょうか。

○国務大臣(木村篤太郎君) これは僕は非常に重大性を持つておると思ひます。各国が競つてこの暗号を研究しております。

○山下義信君 そうですか。やつぱり

スパイはこの暗号を狙いますか、若干。

○国務大臣(木村篤太郎君) 無論そう

○山下義信君 それは秘密保護の対象には含まれていないのですか。私は秘密保護法の審議に参加しなかつたからわかりませんが……

○国務大臣(木村篤太郎君) 今度の秘密保護法の対象になつておるものは、アメリカから……

○山下義信君 貸与兵器関係だけですか。

○国務大臣(木村篤太郎君) そうで

○山下義信君 これは違ひますね。兵器ではありませうから。

○国務大臣(木村篤太郎君) 対象にはありません。

○山下義信君 わかりました。それを私が伺うのは、現在の暗号がすでにできておるかどうかわかりませんが、やはり防衛庁でこれは制定された、作られた暗号は、やはり防衛庁で印刷されますか。

○政府委員(久保亀夫君) お答えいたします。保安隊は独自の暗号は勿論持つております。送受信の機械につきましても、最も近代的に非常に変化の多い、殆んど無限大と言つてもよいという組合せのできる性能の暗号通信機というふうなものを考へております。現在一部使つておりますが、長官のお話のように暗号を重要視しまして、非常に性能の高い、秘密度の高いものを現在使用しております。

○山下義信君 私はそれを伺つておるのじやないのです。関係者がわかつてお

らなければ解読もできんし、相当な部数、やはり関係の部隊なり関係者にお渡しになるために、或る部数の印刷なりされるだらうと思つたのです。私はその状況が今長官が仰しやつたから、成るほどと思つた。思い当る節があるのですが、大それた嚴重に暗号の整備をなされておるようになつても見受けられないのです。私はですから保安隊の、今後の防衛庁の、自衛隊関係の暗号は若し入手しようとするならば私はあえて難くないと思つた。今は絶対入手ができないような、極めて嚴重に、これがありませうかという点を伺いた

○国務大臣(木村篤太郎君) 極めて嚴重にやつております。

○山下義信君 私はこの暗号の整備をされる作業場等へ侵入をすることも、まあ誰でもというわけにも行きますまいけれども、そういう点について私は十分な注意が払われておるというようにも思へないのではありませんか、どうでしょうか。

○政府委員(久保亀夫君) その点は勿論発信その他の場所は嚴重に取締られております。恐らくよく御承知であらう。いましよと思ひますが、最近の暗号機械でも先ほど申し上げましたように、一つの機械で百数十万の、平易に申しますと、殆んど無限大に近いくらいに変化するわけでありませう。昔のような暗号の台帳、そういうふうなものだけではやるわけではありませうで、非常に秘密度の高い本来性能を持つておるわけでありませうが、それと合せて考えられないか、昔のような暗号の台帳を持つて廻るようなものとは相当変つておることを御理解の上で……

○山下義信君 そうですか。わかりました。私はただ作業状況だけを見ますと、暗号の整備状況がさほど嚴重に漏洩しないような配慮ができていないように感じました。その表が無敵大で五枚とられても、その表が無敵大であるならば……でもいろいろ暗号の解説は昔からスパイの特殊技能として、これ又発達しておるわけなんではないかと、そういう御心配がないということならばよろしうございませう。

○木村篤太郎君 十二号三号ですが、陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の組織、定員、編成、装備及び配置の基本的な問題ですが、これは、私は予算の関係、財政負担の関係から、その組織、定員、編成、装備、配置は非常にまあ大きな影響が出て来ると思つたのです。それでこの点は是非伺つておきたいと思つたのですが、例えばですね、この組織や、定員、編成、装備、配置等は、第一にこの財政関係等で重要な関係があるのは、例えば、直接侵略に對する場合は、必要以上定員を大きくするような場合、平時であるのに戦時編成的な編成をすれば、非常に費用がかかると思つたのです。ですから、当然これを考える場合には、直接侵略というものが一応想定されなければならぬ。どの程度というところがね。それを想定して、それに対応する組織、定員、編成、装備、配置であつて、成るべく財政負担を少なくして、そして安全を守る、国土の安全を守るという点については、非常にこれはよく検討しなければならぬのじやないかと思つたのです。これまで我々どうもですね、必要以上に防衛費が

大きいのではないかと危惧されるのは、部隊編成なんかをみまして、日本の独自の保安隊であると言ひながら、やはりアメリカとの関係において、朝鮮戦争が起つた場合、一万ぐらいの定員でいいところが二万になつたり、それからアメリカから要請されて、実は日本独自の自衛隊ならば、今までは保安隊ですけれども、ならば或る部隊の中では必要でないような部隊もあるのに、例えばアメリカ側との関係で部隊を設けておかなければならぬ。そういうふうな組織、定員、編成、装備、配置において、必要以上に冗費があるわけですね。ですから、この点は防衛局で計画を立てる場合のこの立て方というものは、予算関係、財政負担との関係で非常に大きな影響を持つて来ると思つたのです。従つて、この立て方ですね、よく自衛隊は日本独自の自衛隊であると言ひますが、前に長官にお伺ひしたのですが、まだ完全に一〇〇%日本独自の自衛隊になつていないが、漸次日本独自の自衛隊としての組織、定員、編成、装備、配置にして行きたいということを言われたのです。従つて、この基本方針は、財政関係から言つて極めて重要なもので、この点についてどういふふうにお考えになつておるか、特に財政関係との点について、要約しますと二点になるのです。一つは、アメリカとの関係において、非常に不必要な、又日本の国力にふさわしくないような組織、定員、編成、装備、配置になる危険はないかどうか。それからもう一つは、直接侵略というものに對して過度に神経過敏になつて、必要以上の、平時であるのに戦時

大きいのではないかと危惧されるのは、部隊編成なんかをみまして、日本の独自の保安隊であると言ひながら、やはりアメリカとの関係において、朝鮮戦争が起つた場合、一万ぐらいの定員でいいところが二万になつたり、それからアメリカから要請されて、実は日本独自の自衛隊ならば、今までは保安隊ですけれども、ならば或る部隊の中では必要でないような部隊もあるのに、例えばアメリカ側との関係で部隊を設けておかなければならぬ。そういうふうな組織、定員、編成、装備、配置において、必要以上に冗費があるわけですね。ですから、この点は防衛局で計画を立てる場合のこの立て方というものは、予算関係、財政負担との関係で非常に大きな影響を持つて来ると思つたのです。従つて、この立て方ですね、よく自衛隊は日本独自の自衛隊であると言ひますが、前に長官にお伺ひしたのですが、まだ完全に一〇〇%日本独自の自衛隊になつていないが、漸次日本独自の自衛隊としての組織、定員、編成、装備、配置にして行きたいということを言われたのです。従つて、この基本方針は、財政関係から言つて極めて重要なもので、この点についてどういふふうにお考えになつておるか、特に財政関係との点について、要約しますと二点になるのです。一つは、アメリカとの関係において、非常に不必要な、又日本の国力にふさわしくないような組織、定員、編成、装備、配置になる危険はないかどうか。それからもう一つは、直接侵略というものに對して過度に神経過敏になつて、必要以上の、平時であるのに戦時

体制みたいな編成の仕方をおつたらずやつておつたら、非常に費用がかさむのであります。そういうものに対して、安いの費用で国を守る軍隊を作るといふ意味において、神経過敏になつて過度の予算を食ふところの組織、定員、編成、装備、配置になる危険があるのではないかと思ひますので、この二点から、その組織、定員、編成、装備、配置の基本についてどうお考えか、この点をお尋ねしたい。

○國務大臣(木村篤太郎君) 日本の自衛隊は日本独自の考え方、編成してあります。これは木村委員も御承知であらうと思ひますが、アメリカの一個師団の編成、或いはソヴェートの一個師団の編成、これは相当大なるものであります。而も彼等の国におきましては、皆予備役があり、後方部隊がある。日本にはさうなものはないのであります。つまり平時編成が即戦時編成になるわけです。而して日本ではすべての事情から勘案いたしまして、アメリカとも、ソヴェートとも違つた別個の編成を立てております。ただ我々といひましては、今申し上げました通り、予備は持つていない。これは将来について、この点がどうあるべきかといふことは相当考えなくちゃならん、こう思つております。

○木村篤太郎君 贅沢な軍隊或いは非常に冗費を伴う軍隊、そういうことになる危険があるのじやないかといふことを、我々は仮りにこの自衛隊が発足する場合に、憂えるのですが、そういう点はないですか。例えば、これまでの経過を見ますと、訓練やなんか、それから部隊編成やなんか、大陸作戦、アメリカの大陸作戦を目標にして部隊

編成なり、或いは装備なり、或いは配置なり、それも考えられて、それで訓練を受けるということになつて、これはまあ軍事専門家の意見なんかさうですけれども、例えば前線部隊と後方部隊の比率ですね。大陸作戦なら後方部隊の人数は非常にたくさん要るけれども、日本独自の部隊編成ならば前線と後方部隊の比率が小さくていいわけですね。ところが、仮りに大陸作戦を目標にする、前線一に対して、前に関東軍は知らないですが、前線一に対して、一万に対して、一万七千とか二万とか、こうなるわけですね。ところがアメリカと共同作戦という形で、部隊編成なり訓練なり、こういうものを考へると、どうしても大陸作戦といふものを前提にして考へると、相当不必要な部隊が出て来るじやないか、具体的に言へば、それから又いふ、兵器の修理なんかについても、私は練馬の保安隊を見学してもらいましたが、アメリカさんのほうは弾丸なんかほとんど打て、それから壊れれば又修理隊といふものがあつて、どん／＼修理する、昔は、長官も御存じのように、日本の兵隊さんは銃といふものを非常に大事にしてちよつと傷付けば重賞倉といふぐらゐで非常に大事にした。ところがアメリカ式のあれですと、ちよつと悪くなると修理にやつてどん／＼替へる。そういうことで非常に冗費があり、それから又必要以上、というよりかアメリカの作戦を主においた、或いは主においたといふよりも、アメリカとの共同作戦といふものを想定した場合、そういう装備、組織、定員といふ場合と、日本独自の本来の自衛といふ点から考へた場合には、非常に再検

討をする余地があるじやないか。そのために同じ規模の自衛隊を設けるにしても、予算上、財政上相当節約し得る余地があるのではないかと、こういうことも私考へるわけなんです。ですからその自衛隊の組織、定員、編成、装備、配置は、これは予算上重要な関係があるのですから、これを考へる場合からは、やつぱり今私が言つたような観点から、その必要以上の予算を食わないように、そういう点から基本計画を立てるときには考へなければいけない。今までのやり方はやつぱり相対再検討の余地があるのではないかと、こう思うのですが、長官は如何にお考えですか。

○國務大臣(木村篤太郎君) 申すまでもなく日本はアメリカと国情を異にしてゐる。日本はよりな財政豊かでない国には、やはり考へさせることは、一番安上りにして而も能率的な編成をしなければならん、こう考へておりました。ところで今お話しになりましたように、昔は鉄砲一発撃つにも非常に大事にした、今は使い過ぎるものじやないかといふようなお話であります。現在の戦いの様相といふものは昔と全くその様相を異にしてゐる。もうすでに太平洋戦争に日本軍が戦つた様相と北朝鮮事変における様相とは全く異にしてあります。時々変化しております。それらの点につきましては終始我々は研究を疎かにしては相成らん。ただ申し上げたいことは、日本は何も大陸作戦といふようなことは毛頭考へておりません。又考へるべきではないのであります。日本の国を如何に防衛すべきかといふ最小限度の我々は考へ方をもつておるものであります。アメリカの大陸作戦と同一の作戦をするといふようなことは

考へておりませんから、従つてその編成、装備につきましても、さういふ大陸作戦に使うような編成、装備といふようなことは毛頭考へておりません。

○木村篤太郎君 私はこれは議論になりますから、この三号についてはこれでやめますが、併し長官はさういふふうで今御答弁がありました。我々は実際に聞いて聞いたり或いは又資料なんかで読んだりしますと、本日の日本の防衛のための訓練といふことよりも、伝へるところによれば、山岳戦とか、さういふものを想定してやるとか、いろ／＼アメリカの大陸作戦の線に沿つた訓練、教育、それから部隊編成、装備配置、こういうふうになつてゐる官には私に聞くのです。それが当然長官としてはさうでないといふふうで御答弁するよりいたし方がないであります。特に日本人としての立場を、相当その自主性といふものを強調され、さうしてその自主性といふものを強く持たなければならんといふ御意見を強くもつておられるのでありますから、実際ににおいては今御答弁になつたようなことではないと思はれますので、この点は本日に自主性を持つといふ点においては、更に私はもつと真剣に、特に私は財政面との関係において実際の防衛といふものを考へた場合に非常に無駄があると思ふのです。アメリカ式の編成がされて、訓練されて、非常に冗費がかかる、さうして贅沢な軍隊である。私はさういふような点が非常にあると思ふのです。これは真剣にやはり財政面から我々素人考へても検討しなければならん、さういふ私の意見でありますから、御答弁は煩わしませ

ん。それで私は三号に対する質問はこれで……

○委員長(小酒井義男君) 進行します。

○矢嶋三義君 頂いた資料ですね、第十三条ですが、資料によると、幹部学校以下種々の学校があります。これについてはいづれ資料が出るであります。ようが、ただ私はここで大まかに承つておきたい点は、これらの学校の学生は、自衛隊員として入隊した後に、その隊員の中からピツクアップして修学させるものと思ひますが、それはあなたが指名なさるのか、それとも希望を募つて入校させるのか、若し希望をとつてその中から選抜して入れるとするならば、どの程度の比率になつてゐるか。更におおむね修学期間は幾らになつてゐるか。それからその修学期間の中に入るものは、隊員の任期である二年の立場から概括的なものを承つておきたい。

○政府委員(加藤陽三君) この学校は二年の隊員のものをに入れるといふのではないのであります。大体におきまして中核になります。士補以上のものを教育するのであります。それから入つたものの中から選抜して入れるのでございしますが、例えば医者のようなものは、最初の教育をここでやることもございします。医官を任用いたしましたのをすぐ衛生学校に入れた基本的な教育をいたしまして、部隊へ配属するといふふうなものでございします。一般のものは選抜につきましては、この期は何名この期は何名入れるといふことをきめまして、保安隊で申しますと、各管区本部なり機関に割当てまして、その

機関の長が推薦を決定いたします。機関の長が決定いたしますにつきましては、本人の希望を聞いてやるところもございまいし、或いは機関の長が自分で適材と認めてきめるところもございまいし、そこはどうかふうにしろというところまで、具体的にきめていないように承知いたしております。

○矢嶋三義君 そうなりますと、大体内閣幹部養成で、この機関は、

○政府委員(加藤陽三君) 中堅幹部及び高級の幹部養成でございます。幹部学校と申しますと、幹部学校の中に、基本コースというものと、高級のコースというものとございまして、高級のコースは、将来部隊長のような職につくものを教育訓練をするということになつております。

○矢嶋三義君 この学校名の中で一つだけ特異なのは富士学校というのですが、これは富士というのとは、ところどころ違うのですが、どういう学校なんですか。

○政府委員(加藤陽三君) この富士学校と申しますのは、この名前でございます。

○矢嶋三義君 これだけ違うのですね。

○政府委員(加藤陽三君) これは現在保安隊には普通科学校というのが久留米にございまして、それから特科学校というのが習志野にございまして、これらのものを集めて一つの学校を作ろうというのでございまして、名前をどういうふうにしたらいいかというところで、一応この名前をつけて富士ということにしているわけでありま

○矢嶋三義君 それは統合されて、現在ある学校は廃校になるわけですか。

○政府委員(加藤陽三君) 普通科学校、特科学校は廃止になります。

○矢嶋三義君 次に、直属の学校である防衛大学校について承りますが、この学生にはどういった特典を与えておられますか、他の大学と比較して。

○政府委員(加藤陽三君) これは防衛大学校の学生には、まあ授業料をとらない。そうして学校内に設備を設けて、そこに宿泊せしめまして、そこで収容をいたしております。それから月額三千二百円でございまして、手当を支給するということになつております。服制につきましてもきめて貸与をいたしております。

○矢嶋三義君 先般のあなたの説明では、医学方面の委託学生については、日本育英会の基準に基づいて云々という説明がありましたが、この防衛大学校の学生には、随分高い待遇を、優遇をしていられるのですか、これはどうい理由に基づくのですか。

○政府委員(加藤陽三君) このことは賃金という制度じやないものでありまして、この防衛大学校の学生の扱いに關しまする考え方は、海上保安庁のほうに、海上保安大学校というのがございまして、あれは海上保安庁の職員として、何級でありましたか、五級でありましたか、職員としてとりましたものを、学生として大学校へ入れて教育訓練をしていられるのでございまして、それに合わせまして、海上保安大学校の学生の待遇に合せまして、こちらの待遇を考へ、職員なみにこれは考へる。片方のほうは賃金生でありまして、身分的

には職員にはならないわけではござい

○矢嶋三義君 防衛大学校の学生は、これは職員ではないのですか。

○政府委員(加藤陽三君) これはまあ隊員という言葉が、只今保安庁の職員であるということではございまいし、防衛大学校の学生は定員外とい

○矢嶋三義君 入ります。

○政府委員(加藤陽三君) 入ります。

○矢嶋三義君 隊員の中に入るが、その待遇としては授業料が要らないということ、月額三千二百円給与を受けるといふこと、被服、宿舎と、そういうものが隊員なるがゆゑに給与されている、こういう形なんですね。

○政府委員(加藤陽三君) その通りでございまして。

○矢嶋三義君 この入校志願者は、その父兄の職業別を調べて見ると、農村、漁村が大部分だと伺つておりますが、そういう数字がやはり出ておりますか。大体の職業別として……

○政府委員(加藤陽三君) 学校のほうでは調べたものがあるように聞いておりますけれども、私はまだ承知して

○矢嶋三義君 私ここで伺いたいのは、この学生の自治活動というものは相当抑制されていると聞くのでありますが、そういう学生運動はどういう状況でありますか。ということは、まあ非常に一方からは抑圧されるが、又中には特異な学生がおつて、余り好ましくない運動も行われているやに聞くの

であります。その真偽をこちらは確めていませんで、大体どういふ状況か承つておきたいと思つております。

○政府委員(加藤陽三君) 学生運動といふことでございまして、費用も支給いたしまして、教育もするものでありますので、将来保安庁の中堅の職員になつてもらわなくちゃ、これは困るのであります。そういう趣旨で、教育訓練もいたしております。いわゆる学生運動のようなことは、学生諸君が自分で自覚いたしまして、そういうことはやつておられないようには聞いておりますが、ほかの意味の厚生関係なり、何なりは、これは学生ももとより関心を以ておりますけれども、政治的な意味のつくようなものは、これは全然いたしておらないように聞いております。又我々としても、そういうことはあつてはならないと思つております。

○矢嶋三義君 先日私も承つたように、応募人員が一年にして半数以下に下つたといふことは、これは私は何か重大な理由があるに違いないと思つておりますが、綿密にこれを調査研究して対処されるつもりはございせんか。

○政府委員(加藤陽三君) これは私も若干氣にいたしました。知り合ひのもの、学生などにも二、三聞いてみたのでございまして、その聞きました範囲内におきましては、やはり必須科目がございまして、これが相当大きく影響しておるようなことを、私の聞きましたものは申しております。それは多数のものでございまして、いろいろな動機で志願も減つたのであらうと思ひますけれども、私どももいたしまして、優秀なものをとるといふこ

とが主眼でありまして、どれくらい応募率がなければならぬというふう

○矢嶋三義君 もう一点承つておきたいのですが、この防衛大学に入つた学生が卒業して、そうして学校教育法に基く他の大学の相当学年に編入して、学校教育法に基く大学を卒業しよう

○政府委員(加藤陽三君) この点は只今の建前といたしましては、そのものの将来の職業と申しますか、それを法律的に拘束をする、法律的に強制的に保安官にする、警備官にするといふことはできないと思ひます。

○委員(小酒井義男君) それでは次に進みます。

○山下義信君 私はあまりいろ／＼細かいところを伺つては時間をとり過ぎますから、資料を頂戴したいと思つて、それはこの職員の任免、分限、懲戒、服務等につきまして、普通の一般の国家公務員と、この職員と、防衛庁職員の、即ち自衛隊も含めてのことであり

○政府委員(加藤陽三君) 一般職の公務員とこの職員との任免、分限、服務についての表でございまして、それからこ

○山下義信君 そうです。それからこ

ります、省略したいのであります。が、この福利厚生関係の施設は十分できておりますか、不十分でしょうか。又今後この方面に十分一つ拡充される、充実されるというような御計画方面がございませうか。これは非常に必要なことであると思ふのであります。

○政府委員(加藤陽三君) 私どもも福利厚生方面の施設を充実して行くことは非常に大事なことと思つております。ただ予算なり何なりの制約によりまして、そして又役所ができてから、歴史が浅いものでございませうから、ほかの役所と比べますと、長い間の実績というものを持つておりませんので、思ふようには参つておりません。ですが、併し共済組合というふうなものがございまして、共済組合のほうでも相当の事業ができるような態勢にだんだんなつて参りましたので、この方面でも将来相当なことがございませうと思ひます。国のほうの経費といたしましては、各省の職員と同じように一人当たり六百円の厚生費が計上せられておられまして、これを使ひまして、隊員の体育でありますとか、文化でありますとか、情操教育というふうなものをやつております。

○山下義信君 六百円というけれども、一人当たりですか、一カ年。

○政府委員(加藤陽三君) 一人当たりでございます。

でも、平生からの何と言ひますが、重い勤務から行きまして、これが完備していなければいかんと思ふのですがね。そうアメリカ式のそんな贅沢なPX式のものまでの設備は求めませんけれども、ほかのことは近代的なつておる。戦力だけは近代的でないかも知れませんが、ほかのことは近代的なシステムで行く、行くと言つておつて、福利厚生だけが昔の軍隊にも劣るような程度のことであつては私はいかんと思ふ。それでこれは一つ予算をくれん、というのでなくいたしまして、今木村君は贅沢な軍隊であつてはならんと言われるのであるけれども、その点は同意いたします。これは贅沢という意味ではなくして、私は必要

な——これは重点だろつと思ふ。これは私もこのように福利厚生やその他の施設です。いわゆる隊員をそのほうのものの面から何もどうこう要請するといふような意味ではなくいたしまして、当然これは私はことであると思ふ。今の自衛隊で、先に経理のところがあつて、専門家の人の或いは御質疑があるかも知れませんが、今の自衛隊関係で、私は素人でわかりませんが、長所であり、同時に欠点であると思ふのは、その部隊自体がでる節約をし、その節約をしたその費用を以て隊員の慰安等にその費用を充てることのできないような経理制度になつてゐることは、一面非常に有利であるが、もう一方、非常に不利である。

○政府委員(石原周夫君) 現在はいわゆる昔の委任経理という制度になつておりません。

○山下義信君 でずからね、その部隊が、隊長以下隊員が節約をしたり、いろ／＼工夫をこらしたりして冗費を捻出して、その捻出した冗費の幾割かをその隊員の慰安、その他のこういうような福利厚生の面にその隊が使うといふことができないことになつてゐるのでしょうか。

○政府委員(石原周夫君) 昔におきまして、そういうような委任経理の状況を詳細に承知いたしませんが、余りました金で蓄積をいたして、一種の基金のような形を持つたと承知をいたしておりますが、どの程度それが福利厚生というに使われたか承知いたしておりませんが、今は駐屯地業務隊といふものがあつて、キャンプにおります部隊の、例えば連隊とか大隊とかいう主計に對しまして、別に業務隊といふものがございまして、これがそういうふうな経理或いは施設の維持、正確に申しますと、そこに会計隊の分遣隊といふものがございまして、そういうふうな、何と申しますか、管理の仕事は実は別の系統でやられて、それを或る一元的な形にいたしてあります。昔のように部隊長がその指揮下にそういうふうな経理区分までみずから持つたほうがよろしいか、それとも現在のようないくつかの専門的のよう形でやるのがよろしいかは、これは又議論があるかと思ひますが、今まではそういうやり方で比較的スムーズに來ております。これは現在多少キャンプの内部におきまして、いろ／＼やくりをいたしまして、二つの異なつた部隊が一つのキャンプを持つておるものもございまして、特にそういう点からいいますと、その駐屯地業務隊或いは駐

屯地の会計隊として非常にうまく行つた部分がある。それらと切離してみましても、どうもそのほうが運営上よろしいやないかというふうな議論が多いやうであります。いづれにいたしましても、昔のような委任経理のいろいろなプラスマイナがあると思ひますが、そういうような現象が出て参らないことに相成つております。

○山下義信君 これは私どもの研究が未熟ですから、深く質疑をする資格がないのですが、やはり部隊長などに対しては、そういう点について昔ふうの部隊の、先だつての公述に來られた旧軍人の人が言つておられたのですが、いゝやうな一致団結で、昔で言へば部隊の掌握をする上におきましても……、いろいろ経理の制度を通じて非常に今遺憾に思ふ点が多々あるといふことを、二、三の部隊を私見学したときも口を揃えて現地の部隊が言つておられました。併しこれは経理の面から、いわゆる統制するといふ非常に大きな観点もありませんから、そういうふうな局部的な観点からのみ大きな経理制度そのものを動かすといふわけには行かない他の原則もあるわけでありませうから、と思ふのであります。そういう部隊が直接に経理を持つことによつて云々するのではなくして、それは、話がちよつと脱線するのではありませんが、わき道に入りまして、福利厚生施設といふものについては、十分なこれは計画がなくちやいけません。これは、私は特にこの点に關心を持つてゐます。実はこの点のみでも詳しく承りたいと思ふのであります。時間を要しますから今日は承りませんが、これは非常に強力に計画してもらひにやいかん

と思ふのです。これは最近の人権尊重の上のいろ／＼な建前から言つても、隊員のための福利厚生という古い言葉が使つてありますが、いわゆる隊員といふものを立派な人として遇する、隊内における文化的、そういうふうな面の施設はやはり強力にやつて頂かなければいかんと思ひます。長官如何でございませうか。

○国務大臣(木村篤太郎君) 誠に御尤もです。私もその点について各部隊を視察する都度、如何にして隊員に慰安を与へ、又教養を高めることについての施設がどうなつておるかといふことについて考慮を廻らしておるのであります。併し幸い私の見るところによりまして、漸次その方向に向ひつつあると考へます。乏しき財政であります。が、隊員も又部隊長も心を合せて、その方面に、露骨に言へば、私の金を支払つてもやつて行くといふような氣構えでおりますから、漸次私はそのほうに向上して行くだらうと、こう考へております。お説の次第もありまして、今後十分に努力いたしたいと考へております。

○山下義信君 是非一つ御期待申し上げたいと思ふのであります。関連して承るのですが、こういうことを承つておると、まあ際限がないのでやめます。省略いたしますが、例えば、私は二、三の部隊を見学させて頂きましたが、痛切に感じますのは、細かい点は申し上げませんが、例えば現在使用されておる寝具ですね。毛布ですね。非常に、劣悪というわけですが、あれは予算がもらへんから、単価が低いから、ああいうものしか買へないのか知りませんが、これは実に劣悪なものです。

今の六月の気候になりますれば凌げますが、私は一月頃に二、三部隊を見学させて頂いたが、中でもストーブをたくさん限りはあまい毛布では、非常に劣悪なる毛布です。近頃はだん／＼繊維品が普及して、普通の家庭も漸次繊維関係の物は相当のものもよくなつておるのですが、自衛隊の使つてゐる、あの隊員が起居している毛布は、これは非常に貧乏で見たことのないほど劣悪な毛布です。あれはどういうわけであらう粗悪品を購入しましたかね。これは予算のやつぱり制約のためですか。もつと或いは漸次代えて行きますか。隊員の寝具、非常に劣悪なものです。目についてしょうがないのです。

○國務大臣(木村篤太郎君) 実は私もあなたと同じ感をしたのです。私は各部隊に行きまして、着くと先ず第一に食堂へ入る、大体において先ずよからう。寝具の点においては誠に御同感です。私も或る所に行つて驚いたのです。その事情をよく聞きましたところ、警察予備隊時代、この時分にまだ繊維製品が余り豊富でなかつた。従つて予算の面に制約されたものだから、ああいうことになつておるのだという一応の説明は受けておるのであります。殊に北海道あたりの僻地の地では余は余ほど考えなくちやならん。でありますから、毛布の買上げとかいうことには最善の注意をいたすように私は下僚に申し上げておきます。誠に同感であります。私もその感を深うしたのであります。これは何よりも必要品であります。できるだけそういう点に配慮しなければならん。こう考へております。

○山下義信君 長官の御配慮を多しうたします。是非一つこれは御努力をお願いしたい。

そして今一つは、これは特に新聞にしば／＼出ますから、そう感ずるのかわれませんが、保安隊の隊員の自殺者が相当あるように私は見受けるのであります。まあ自殺者というものは何れに隊に限つたことではない、一般の世相が大変命を軽しくする傾向があるわけですが、自殺者が多いように思うのですが、如何ですか。

○政府委員(加藤陽三君) 実はこれはこの前内閣委員会とはかの委員会との連合の際に、矢嶋委員がお述べになりました。昭和二十八年におきまして自殺が四十名あります。昭和二十七年が十六名でございます。その者はどうして自殺するのかという点になります。これはなかなか原因の探求はむずかしいのでございまして、昔の軍隊におけるように部隊生活、隊内における生活が辛いというふうなことで自殺するものは殆んどないようです。ただ四十名のうちで二人が自分の昇進が遅れたという点を苦にしたのだらう、これは書置きにでも残しておけばつきりするのであります。そうでないものは友人たちの話を総合しての調査であります。二人だけが、自分の昇進が遅れたことを非常に苦にして死んだものと思われ。あとは家庭の事情が非常に多い。それから婦人関係も相当あるようであります。

○山下義信君 私はいろ／＼個人的な原因で自殺することは、これはなかなか防ぎ得られないと思つております。若し家庭的な事情とか金銭的な事情とかいふような原因から、この種

の好ましかんことが起きるようでありますれば、そういう関係の機関の活動は是非願ひたい。例へば共済組合その他のいわゆる家庭との関係を、これは非常に一つ御配慮願ひなければならん。これは言うまでもなく、富家の子弟は入らんのです。私はそういう点を論及しませんが、非常に家庭の生活もどちからかといへば不如意な子弟が依然として多いのです。それでその家庭の状況との関係、つまり隊員の環境についての配慮について十分力を尽して頂く諸制度、そういう機関というふうなもの、これは万全の御活動を一つ願ひなければならん。それで、世間でも自殺者というものが最近はやや安んじられてしまつて、これも今日の世相でいへば、これら点も批評されておりますけれども、こういう自衛隊の隊員等の中からは四十人もの自殺者を出したといふことは、これは非常に考えなければならん。理想的なことを言えばそれは婦人関係やその他のことで、青年も多し、ことであるから、こういう事件が起きることは止むを得ませんけれども、一人も自殺者のなからしむるというふうな意気込みがなくては……、それではそれは基礎が、初めが非常に大事だと思つておる。我々が国防会議のことも、内部部局と幕僚部との関係でも、幼稚ながら、反対党といへども力をこめて当局に質疑することは、私は初めが非常に大事だと思つておる。初めに一つの道を付けばあとは軌道に乗る。それでこういう点の配慮というものを、これは保安庁の最高幹部が非常に心を配るといふことが、一度その風習が確立されれば非常にいい風が、隊風といふものができて来ると思つて

です。こういう点はやもすると開却しがちなんです。それで私はこういう点について非常に当局としては御配慮願ひたいと思つておる。隊員の身上の保護ですね、保護ですね、そういう点につきまして保安庁長官のお心持を承つておきたいと思ひます。

○國務大臣(木村篤太郎君) 誠に御尤もと思つております。我々は隊員と直結しております。隊員の福利厚生施設は無論のこと、これらの家庭までも我々はできることなら面倒を見てあげよう、こう考へておる次第であります。今御説のありましたように、その方面について最善の力を尽したい、こう考へております。

○山下義信君 その共済組合関係というものは、自衛隊において特別の何かそういう機関を設けておられますか。一般の国家公務員の共済組合ですか。

○政府委員(加藤陽三君) これは一般の国家公務員の共済組合の法律の適用を受けていないのであります。保安庁共済組合というものを別個に作つております。

○山下義信君 別個に作つておる。

○政府委員(加藤陽三君) 保安庁共済組合という共済組合を別に作つております。

○山下義信君 つまりそれが総括して国家公務員共済組合ですね、給付その他は他の共済組合と皆同じですか、従つて事業をするのに自衛隊に特別の事業種目が入れてありますか。

○政府委員(加藤陽三君) 大体はかの組合と同じだと思ひますが、短期経理、業務経理、保険経理、それから組合員の保健保養等の施設などをやつて

おります。それから又物資計画もやつております。これは余りほかの組合にもないのであります。隊内に売店を設けまして、その売店からの納付金を財源としていたしまして隊員の福利厚生施設をやつておるのであります。あとは貸付もやつております。貯金もやつております。そのほかは余り変りないと思ひます。

○山下義信君 低利の貸付なども種目の中にありますか。

○政府委員(加藤陽三君) ございませう。

○山下義信君 相当勤めておりますか。

○政府委員(加藤陽三君) 貸付の経理は二十八年度におきましては五千八百五十万……。

○山下義信君 五千ちよつと、六千……、わかりました。保健施設が不完備であることはもうすでに自他ともに周知のことでありまして、省略しますが、看護婦を隊員に採用したのである。私は疎く存じませんが、未だに皆おられますか。だん／＼減りますか。補充されておりますか。大体何名ぐらい今使つておられますか。成績等、保健衛生関係に女子の隊員を採用せられましたその勤務成績と言ひますか、そういうことを一つ大体承わりたいと思つておる。又この制度を将来若し成績がいいならば、将来もつと女子の隊員というものを増員したり、拡充されて行く計画がありますかどうか、女子隊員についての成績振替等をおわりたいと思ひます。

○政府委員(加藤陽三君) ちよつと資料を持つておりませんので正確な数は覚えておりませんが、一昨年五

十数名採用した者を、現在は針尾にございます病院と、広島県の福山にありまます病院に主として配属をいたしてあります。ほかに本部にもありますし、その他衛生学校にも配属をいたしてあります。これは正式の保安隊員として採用したのであります。大部分のことは幹部でございます。幹部に採用いたしました。資格の関係で若干のことが土補にとどまっております。私の承知しております範囲内では、なかなか優秀な方がたです。応募者も非常に多うございました。オーバーストして優秀な方が入つていらつしやるのであります。おやめになつたかたも五、六名あつたかと思ひますが、大体勤務しております。將來病院ができれば、この看護婦はもう少し増員をして採用したい、こう思つております。

○山下義信君 一番上の階級は今度の新しい法案の階級で言いますと、何に當る階級の方が一番上ですか。

○政府委員(加藤陽三君) 今おられます一番上のかたは三等陸佐でございます。

○山下義信君 三等陸佐という少佐ですね。

○政府委員(加藤陽三君) 只今第一国立病院の婦長をしていらつしやるかたで、三等陸佐であります。

○山下義信君 わかりました。よろしいです。

○矢嶋三義君 この十四条に服制並びに職員の給与という点が出ておりますが、承りたい点は、これからできる自衛隊員ですね、自衛隊員一人の一年間の所要費というものはどの程度ですか。巷間百二十万円というよ

うなことが言われておるわけでありまが、自衛隊員が持つところの装備というものは、武器は除いて給与並びに衣服、それらのものを一切合財一人について大体一年間にどのくらいの経費を要しますか。

○政府委員(石原周夫君) これはいろいろの機会に申上げておりますが、大体一人の維持費は三十万円と少々出るくらいであります。そのうち人件費が半分弱でありまして、今度上りましたところで十五万円……。

○矢嶋三義君 その説明は私納得できないと思つております。私も練馬の部隊を予算委員として見て頂いたことがありますが、保安隊員に支給してあるところの靴から帽子まで、ずつと並べてありますが、この一式約二十五万円かかる」と説明を聴取したわけでありまして、給与まで全部入れて一人あたり三十万円というのには数字が違つてはしませんが。

○政府委員(石原周夫君) 今申上げましたのは、年々の維持であります。それから、今お尋ねの点は初年度費の関係かと思ひます。初年度費の関係はいろいろの機会に申上げております。それは、七十万円という金額を持つておりまして、それを合計いたしましたに俗に非常に大きな数字で一人あたり百万円と申しますのは、四月一日から一人増加するといつたしまして、その四月から三月まで一カ年間の維持費三十万円、それに初年度費七十万円、それで百万円。一年々維持しますためには靴などはおのずから命数がございまして、二年半に一足とか、三年に……、そういつた年々の消費を見ましたもの

が全体で年三十万円と申上げました。

○矢嶋三義君 このたび保安隊、警備隊がそれ／＼陸上自衛隊並びに海上自衛隊と変ることになれば、帽章とか徽章とかいうものを一切取替えることになりませんか。

○政府委員(加藤陽三君) この前も当委員会御意見ございましたが、成るべく三つの自衛隊を統合するような形に持つて行けというお話がございまして、徽章などにつきましては略章のようなものを作るべく統一したいといふうな考えで研究を進めております。けれども、それ以外のところにつきましては、今のところ直ちにこれを改正するといふ計画はございません。

○矢嶋三義君 自衛隊は七月一日頃発足する予定のように承つておりますが、まだそういう点研究中でございすか。間に合いますか、それで。

○政府委員(加藤陽三君) 現在の保安隊、警備隊のままで、階級章だけは略章のようなものに統合するように研究したいと思つております。

○矢嶋三義君 略章以外に統一の考えはないというわけですね。

○政府委員(加藤陽三君) これは御承知と思ひますけれども、陸上自衛隊のは小さなものをつけております。統一と言つても無論略章のようなものならと思つております。

う点はあるのであります。大體の感じがアメリカに似ているので、そういうふうにお感じになるのかと思ひます。制服につきましては日本人の体格に合う自衛隊の目的に合うようなものを研究いたすつもりでございます。

○木村福八郎君 勿論規格や何かは違ふのでしようけれども、我々見たところちよつとわからんですね。私前にアメリカに日本の保安隊の留学生として行つた人の話を聞いたので、アメリカへ留学した、ところが大体十二、三カ国の人たちと一緒に訓練を受けた。そのときに制服が十二、三カ国の人々が同じであつた、ただ靴と帽子が違うだけで。同じ訓練を受けた。南朝鮮の人、台湾の兵隊さん、東南アジアの人、そうして余り同じようなので自分が日本人であることを忘れかけた、そう言つていました。皆同じ服で十二、三カ国の人々が同じ訓練を受けた。そういう話を聞いたのですが、そういうところなんか実はこれは合同作戦をする必要上、そういう制服を統一して、ユニフォームを統一して行かなければならぬのかも知れませんが、こういう点からもどうも非常にアメリカ式という感じを受けるのですよ。

○國務大臣(木村篤太郎君) これはやはり日本独自の、日本人の体格、風土、氣候に適したものを作らねば相当地であると考えております。いろいろ研究したいと思つておりますが、研究をさせてそれをどうするか。たちまち膨大な予算に引つかかつて参ります。今後の問題として十分に研究したいと思ひます。

○木村福八郎君 アメリカのほうから大体同じような制服に、ユニフォームにするような要請があつたのではないですか。ただ偶然にそういうふうになつたのですか。

○國務大臣(木村篤太郎君) 警察予備隊時代のことは私は存じません。私就任以来、そういうようなことは断じてありません。今度の航空自衛隊の隊員の服装についても我々は独自に考えている。どういふ色にしようかといふことまで我々は今研究しております。

○委員長(小酒井義男君) それでは次に進みます。

○矢嶋三義君 第四項。長官がおられなくなつたから、局長でいいのです。公正審査会の委員は、これは長官が命ずることになつておりますが、このたび航空幕僚監部ができれば、勿論その構成というものは變つて来ることになると思つてますが、どういふ人を任命してありますか、又この審査の請求並びに請求件数、並びにその処理状況は如何ようになっておりますか、承りたいと思ひます。

○政府委員(加藤陽三君) 今度航空幕僚監部がございまして、施行令の四十四条にございまして、こういう構成に準じまして統合するのですが、航空幕僚監部に勤務するものを委員とする一つの委員会の構成をもたなければならぬことになると思ひます。大體の構想は只今の通りであるといふふうに考えております。それから審査のことでございますが、十一件の審査請求がございまして、そのうち処理済のものが五件でございまして、六件は現在審査中でございまして、その五件のうちで原処分承認をいたしましたものが二件。原処分の取消が一件。却下が一件。それ

から取下げを承認いたしましたものか
一件。かようなことになっております。

○矢嶋三義君 それは二十八年年度の一年間の件数でございますか。

○政府委員(加藤陽三君) これは保安庁の公正審査会ができてからでございます。

○矢嶋三義君 第十四条総括してありますが、人事局長のあなたがこの二法案の担当官になつたというのはいさう経緯に基くものであつたか。人事局の所掌事務にはないやうでありますね。(笑声)これは当然私は官房長が所掌するべきじゃないかと思つたのでございすがどういふわけでございますか。

○政府委員(加藤陽三君) 私からお答えするのは非常におかしなものでございしますが、この法律の中に人事局の關係の事項も相当ございします。私が前に警察予備隊臨時に官房長をいたしておりました、保安庁法成立の際に参画いたしましたものでございしますから、長官から特に命令を受けた次第でございします。

○矢嶋三義君 これは部局の操作から自由ですが、やはりこういう建前から行くならば、やはり官房長が勉強して、そうして担当すべきだと思つた。といふことは、国会に出席する政府委員の員数の問題が委員としてはよく問題になるのです。で、行政事務の能率向上のためにも真に政府委員といふものは制約された一部のかたで国会の求めに應ずる形にならなくてはならないのでございね。ところが当然担当するべき次官とか或いは局長のかたがそれに應じないで、説明員といふやうな形で課長をたくさん随行者として国会に参る。従つて国会開会中は行政の機能

がとまる。これは最近の長期国会の一つの行政の現われ方になつてゐるわけですよ。そういうことと関連して私は先ほどから人事局の所掌事務のところを讀み、又説明を聞いておつて、どういふわけであつたのか人事局長はこの二法案の担当として出て来られたか、恐らく人事局の所掌事務は滞滞しているのじゃないか。それで滞滞しないなら、先ず人事局の定員を減らしていいのじゃないかと(笑声)これまで私は考へてゐるわけですが、これはまああなたにお尋ねしてもしようがないから……。

○委員(小酒井義男君) いろいろ御意見もあると思ひますが、次に進みます。

○木村禮八郎君 十五條の一項、保安隊の経理に關して伺つておきたいのです。これは自衛隊についても同じやうなことが起ると思ひますが、昨年の秋、練馬の駐屯の保安隊の主食横流し、これは保安隊長官からも同様なければならないのですが、非常な世間の觀感を買つたと思つたのです。その後木村保安隊長官は保安隊についてはそういう不正はないといふことを前に予算委員会で大見えを切つたことがあつた。

大見えを切つた後に、こういう練馬の事件が出てゐる。それから特に私が伺つたいのは、実は丁度今日旧海軍軍人の人から私に手紙が来たのです。この人は警備隊にいたのですが、この間病氣でやめたのです。そうしてその実情を詳しく私に手紙でよこしてゐるのです。今日私は受取つたのですが、これを見ますと、保安隊の内部といふものは非常に案れてゐると思つたのです。特にお聞きしたいことは、昨年の春横須

賀地方総監部において、トラックを使用した最も悪質のものがかりな米の大量の闇賣りが発覚したが、機密保持よろしく部外には漏れずに済んでゐる。こういうことが書かれてゐる。これは昨年の春だそうですから、横須賀地方総監部において、そういうことがあつたのかどうか、この点一つの具体的な問題として伺ひたい。

○政府委員(石原周夫君) 人事局長が参るまでちよつとお待ち下さい。

○山下義信君 その間に経理局長にちよつとお聞きしたいのですが、保安隊の物品納入の業者といふものが非常にたくさんあつて、何でも四千とか五千とかあつて、その中に俗に言うしつかりした商人といふか、会社商人は少なくて、もう殆んどが二流三流のブローカー式の、そういうやうな群小の業者がたぐさん出入するのだといふことが伝えられてゐるのですが、それは真実ですか。それから又最近その出入業者の整理といふか、擧げといふか、そういうものは改善されてゐるかどうか、今保安隊への出入の業者の実情、質、そういつたやうなものを一つあなたから承りたいと思ひます。

○政府委員(石原周夫君) 物品を購入いたしました相手方をどういふふうにいたす、これはなかなかむずかしい問題でございします。会計法の原則は御承知の通り一般競争でございまして、これは資力、信用において資格が欠けておる、これは会計法においては予算、決算の条項に当りますものはこれは勿論入ります。併しながらその点から申しますならば、できるだけ広く一般競争といふことに對しまして、広く規格を

きめたその規格の範囲内であれば、その者から物を購入することが全体のもの考へ方、趣旨であります。その趣旨におきましては、保安庁といつたしましては関連の業者を登録をいたしました上で受付けます。従つてその登録をいたしました者には物品の購入をいたしますときに通知が、各個の場合に一々細かいことはやつておるかと存じませんが、一応通知をいたしまして、その人たちが承知し得るやうにやる、そこで条件をきめて入札をいたします。従ひまして資力、信用の点につきましてもの調査もいたしますし、契約の保証金もとります。従ひまして国がそのために損失を生じます場合に對しますところのカバーは、これは会計法上もございしますし、それに従つてとつております。ただ御指摘のやうに物によりますと、そういうやうなやり方でやりますと、これは規格といふ条件といふやうなことで防ぎ得ない、まあいわば質の粗悪なものが入つて参る、或いは信用のならないものが入つて来る、これは物品の検査の上におきまして、これは相當の検査のスタッフを以てやつておりますが、防ぎ切れないといふことであります。これは指名競争といふところまで押しまして、指名競争の場合におきましては、筋のわかつておる複數、これは五つ、六つ、或いは十といふのがございします。そういうやうな指名競争に付しまして、この場合におきましては御指摘のやうなケースは決して起らない。一番たしかなのは隨意契約をやりまして、一番たしかなのはでございますが、これは会計法上の例外の場合とい

たしまして限定しておりますが、その限定いたしております場合にやる。主として特許でありますとか、外国のライセンスを持つておるとかいうやうな場合、大体建前はそういうことでございまして、御指摘のやうな弊害の面、それからやはり相手方を制限することに伴ひます弊害、そういうことを脱み合せまして、三つのものを運用して参るといふのが大体でございします。

○山下義信君 一応の建前の御説明を受けたのですが、私の今申したのは、私の伺つたやうに、非常に多數の業者が保安庁に出入して、注文を受けるために渦を巻いておる。その資力の薄弱な、いかにわししいものが非常に多い、そういう時代もあつたでしよう。それが今整理をされてゐるかどうかといふことを伺つて、最近例え今おつしやつたやうな登録をされて指名入札にさせようやうな資格のやうな業者がどれだけになつておるか、或いは又登録を取消して出入を差止めたやうな業者もあるのかないのか、そういう整理が行われて最近の出入業者が質がよくなつてゐるかどうかといふ点の實情を聞きたいのです。今あなたのおつしやつたのは、一通りの会計法の御説明であつたのです。

それからいまだ一つ関連して御答弁を頂戴したいのは、あなたのほうの御担任でありまして、購買の担任官のいふ品質の鑑定力が非常に弱いといふやうなことを世間で批評しておるのです。そういう点について例えは繊維品等についての鑑定も、糸の關係がどういふふうになつてゐるかといふやうな点についても、なか／＼その鑑定眼がどちらかと言へば弱い人が多い

というようなことなどが批評されているのですが、そういう点の能力等につきましては、遺憾の点があるかないかというような点併せて御答弁願いたい。

○政府委員(久保亀夫君) 私からお答えいたします。御質問の第一点につきましては、実際に納入した場合、品物が悪いとか、或いは契約の履行ができないうような業者につきましては、殊に初めのうちに公開入札をいたしまして、比較的、先ほどお話し上げたたのでありますが粗悪品が多くて困惑したというものが多うございまして、こういうものにつきましては、登録の取消、出入の取消といったようなことは、その都度実施いたしております。その実績につきましては、ちよつと今手許に数字は件数としては持ちませんが、ちよつと申上げかねますが、その都度やつております。

それから第二の点につきましては、成るほどこの点につきましても、つとに当初にそういう危険と申しますが、虞れが相当あったのでございまして。その後次第に検査関係の検査員の充実、それともう一つやはりものによりましては、どうしても優秀な業者のうちに指名競争を行う、こういう必要があるのではないかと、こういうことで、検査陣容の充実と、それから品物によりましては指名競争の採用ということと、両々相俟つて、現在ではかなりこの点につきましては、粗悪品が入るといつたようなことは防止ができておるのではないかと思ひます。まあ何と申しましても、新しい世帯でありまして、まだまだ購入物品の点数なり、検査方面の陣容の数並びに質の充実ということ

は、まだ／＼考へて行く余地があると思ひておりますので、今後努力いたすつもりであります。

○政府委員(加藤陽三君) ちよつと席を外しました間に、木村委員から横須賀の地方総監部の米の横流しの事件についてのお尋ねがあつたのでございまして、確かこれは昨年の六月頃であつたと思ひますが、報告を受けました。元海軍におつたこれは軍人ではない、軍属のかたであります。そのかたが倉庫係をやつておりました、その人が商人と結託をいたしまして、倉庫に入つておつた米を流した報告を受けました。これは全部関係者は警務官が調べまして、横須賀の検査庁のほうに送致したはずでございまして。

○木村福八郎君 この頻々として米の保安隊における主食の横流しは非常に多いのですね。練馬の場合もそうです。この点について何か欠陥があるのじやないかと思ひます。それで私のところにその手紙を寄越した元警備隊にいた人ですね、旧海軍の軍人です。その人の報告によると、もと／＼米の配給量が一六六九グラムが多過ぎるのですね、こうした不祥事は今後起きないとは保証できない。否現在も余剰米は適当に処分されている、別に海中に投棄するわけではない、うつちやるわけではない、闇に流している、こういう報告です。

それから更に、これはついでですが、その旧海軍軍人は、警備隊にいた人の御意見は、これは私と何の縁もゆかりもないのです。ですから私は非常に真心を持つて今の保安隊がこんなでは困ると、このかたの意見はもつと真面目な目撃隊になるならば、もつと清

潔な立派なものにならなければ困るといふ見地から述べておられるのであるから、そして指揮、規律、訓練等も老兵、まあ相当年輩のかただと思ひますが、老兵から見ればお話にならない理不尽な、漁船乗捕にも全然手が出ず、海難救助にも海上保安隊に一步を譲るのが現状。人事、給与、教育等方端アメリカ式であり、矛盾不合理な点、枚挙にいとまがないが、これらはすべて都合のよいように、過渡期だから止むを得ないんだと、こういうふうな片付けられている。一体こんな状態でいいか。非常に憂えて、こういう手紙を寄越しているのです。まあ一般的なこととは長くなりますからよします

が、とにかく経理の監督において欠陥があるのじやないか。それは具体的に、は特に米の問題については、この配給量との関係で余る、余りもので、それを闇に流す、こういう欠陥があるように、この体験者から聞いて、我々に報告があるのです、この点はどういうことになりますか。

○政府委員(加藤陽三君) 今の保安隊の隊員の一人当りの配給量は六六九グラムでございまして、そのうち米が七割というふうになつております。あと三割は麦を使つておられるわけでございます。で、現に昨年の暮も練馬で米の横領がございまして、これは、これはいろ／＼調べて見ましたと、日曜日や、祭日などに隊員が外へ外出いたしました。その際に持つて行かせる米があるわけなんです。それを何と申しましか、日曜の朝などはまあ点呼のときだけ出まして、直ぐ又ベツトにもぐり込むというふうなことで、朝飯も食わない、昼飯も食わないというふうな

のも出ておられるわけですね。ところが初めのうちはまじめに朝飯も、昼飯も炊きおつたわけですね。炊事場のものが、そのうちだん／＼慣れつたことになりまして、そのくらのものは出て食わんものが出て、それからというので、別に除けておいた。それがついで／＼いろんなことから魔心が出てまして、外へ持出して売つたというふうなことでございまして、米の要求量等の査定につきましては、その後もいろ／＼嚴重に注意をするようにしておられますと同時に、米の扱い、倉庫の取扱ひ等につきましても、嚴重な訓令を出しまして、間違ひの起らないようにはいたしておられます。この問題につきましては、勿論精神教育が必要でございまして、勿論精神教育にその設備その他におきましても、そういう魔心の起らないように、横領も、窃盗もできないような設備を作るということも必要であらうと思ひます。又制度といたしまして、きちんきちんと、そういうような検査の制度とか、人の制度とかというふうなことは考へなければならぬと思つております。昨年の十二月の事件を契機といたしまして、本年の一月から三月の間、保安隊、警備隊等規律刷新週間というのをやりまして、全部隊を検査監督をいたしまして、今後はそういうことは、まあ全然起らないということ、これは申上げられませんかと思ひます。

○木村福八郎君 保安隊のそういう不当、不正事実ですね。それからそういう不当、不正行為というものは何か調べたものがありますか、全体として、

今までのくらの件数になるのですか。

○政府委員(加藤陽三君) 保安隊、警備隊の、この刑事事件として、警務官及び警察で調べたものの件数として、資料としてお手許に配布してございまして。

○木村福八郎君 それと、それからこの業者関係の請負工事とか、その他についてそういうものはないですか、不正不当事実、これは会計検査院のほうから何か調べがあるものでしょう、してないですか。

○政府委員(加藤陽三君) 会計検査院の調べはございまして。

○木村福八郎君 そういうあれはあります。

○政府委員(加藤陽三君) ちよつと思ひ当りません。

○木村福八郎君 工事なんかについて、そういう面ありませんか。

○政府委員(石原周夫君) 会計検査院の検査報告につきましては、二十七年まで落んでおりますのですが、それ以外にはちよつととりまとめた資料持つて来ておりません。

○木村福八郎君 非常にいろ／＼聞いているのですがね。例えば庁舎を作つたところが、不正工事で、これは有名な話ですよ。これは仙合だつたのですかね。新聞記者諸君が一筋に行つて、そのときに直ぐ床が抜けたとか、そういう不正工事や何か相当あるように思ひうわけですよ。まあそれは思ひ当りなれば結構ですけども、要は、保安庁費は非常に大きいのですからね。予算の中で占める比率が又だん／＼大きくなるでしょう。そういう国民の血税ですよ、汚職事件なんか随分起りまし

たが、スキヤンダルが起りましたけれども、こういう不正な事実なんかは、この点において一番厳格に監督されなければならぬのです。どの面より一番厳格にやらないと、金額も大きいし、非常に影響が大きいのです。ですから私はこの経理の監督については、特にこの工夫をこらさなきゃいけないのじやないかと思うのです。そうして又我々の意見としては、これは国会がこの委員会あたりで年に定時的にそういうものを検査する、調査する、こういうことがいいのじやないかと思うのです。そういふ点これはまだ我々の側の意見ですけれども、何かこの経理の監督については、民主的な方法で非常にかラス張りを入れるようなあれを、今まで以外の何かを工夫する必要があるので、今後の経理の監督に鑑みて、今後いろいろ新たな工夫を考へられていくかどうか、これまで相当非難があるのですよ。と、かく今後自衛隊となると、予算は非常に殖えますから、今後の経理の監督についての御意見を承つておきたいのです。

○政府委員(石原周夫君) 御趣意の点非常に御尤もでございまして、私どもの方でもどういふような監督と申しまするか、内部のそういうような不当な事件が起るやうな事前の措置につきましても考へておる、これは内局としては計画を立てまして、実施は内局で必ずしもやるわけではございませぬ、具体的な方策も私どものほうで経理面ばかりでなく、全体の綱紀というやうな関係からも取上げておるわけではございませぬ。

○木村福八郎君 この旧海軍の軍人の

人の投書によると、部隊の士気というのは非常に弛緩しているやうです。具体的には申しませんが、従つて自衛隊が今後発足することになります。そういうものの備品その他の横流しとか、そういう不正行為というのは今のやうな紀律では相当頻発する虞れがあると思ふのです。ですからこの点については十分今後気をつけなきゃならんと思ひます。これは一応注意を喚起しておきたいと思ふのですが、木村長官がお見えになりましたから、序でに伺いますが、この経理について私はどうもわからんことがあるのです。これも先ほど申上げたのですけれども、旧海軍軍人の方から私に手紙が来たのです。今日、それは警備隊におられた人です。最近病氣になつてやめられて、病床からわざ／＼この手紙をよこしたのです。全然知らない人です。この人のおれによると、こういうことが書かれておる。これは重大だと思ふのです。警備隊には朝鮮事変に際して米軍に協力し、命によつてです。『出動、武勲を立てた幾多の勇士が現在おる、戦死したのもおる、吉田首相は前に国会においてはおる、吉田首相は前に答弁したことが誤りである、』こういう手紙をよこしておる。こういう場合にどういふやうな場合、これは経費なんかどうするのですか。経理関係、果してどういふことが実際にあつたとすれば、これは重大問題です。現にそういう人から、手紙来ているのです。これは保安庁長官、そういうことが事実あつたのかどうか。

○國務大臣(木村篤太郎君) 私は絶対にないと思ひます。そういう手紙を一つ拝見したいと思ひます。○木村福八郎君 いや、これはそのよこした人の信用に關しますから、私は差上げるわけに行きませんが、その事実があつたか。○國務大臣(木村篤太郎君) ありません、確信してあります。若しも事実であれば、その手紙を出して下されば、その人について真実を極めます。○木村福八郎君 私は必要があれば、その人に証人になつてもらつてもいいのです。○國務大臣(木村篤太郎君) 結構であります。○木村福八郎君 全然未知の人でありまして、私は今日その手紙を受取つたのであります。私はこれを拝見したところ、その人は非常に憂えているのです。それで保安隊の内部のことをずつと／＼述べておられるのです。今のやうな保安隊が自衛隊になつたのは、本當に国を守れない、そんなやうなあれではだめ。そういうことを非常に細かく具体的に、自分の体験から述べられておられるのです。今まで伺つたことと大分違ふのです。今までは……何か隠されておることが非常にあるやうです。この朝鮮戦争についても、米軍に協力して、又命によつてそれで出動して、武勲をたてた人が相当あるといふのです。この点は私はあまいにできないと思ひますので、私のはうも、私もこの人を知りませんから、若し必要があれば、私はその人に会つて、そうして証人になつてもらう……、木村保安庁長官は絶対にないといふのですから、そういうことに

ついて私ははつきりしたいと思ひますから……○國務大臣(木村篤太郎君) 私もはつきりさせたいと思ひます。○木村福八郎君 こういう点はあまいにしてはいかんと思ひます。○國務大臣(木村篤太郎君) あまいにしてはいかんと思ひます。はつきりさせたいと思ひます。○木村福八郎君 それから先ほど、これは質問したのですが、これはあと木村長官は簡単に結構です。今までの経過については一応事務当局から伺いましたから……その前に、木村長官は、保安隊にいろいろ不正なことは絶体ないといふことを予算委員会で大見得を切つたところが、その後練馬の米の横流し、それから今伺ひました、昨年六月と、さつきの御説明ではありましたが、横須賀地方總監部におけるトラックを用いた大掛りの米の大量闇売が発覚した、この事実は今報告を受けましたが、そういう主食を中心とするやうな横流しといふものは相当あるわけですね。而もまだこれはなかなか絶えないであらうといふことをやはり言われているのです。今のやうな状態ではだめ。すでに起つた事件はこれはまあいろいろ処理されるにしても、今後まだ起り得る可能性があるので、今我々報告を受けているので、こういう点について、木村保安庁長官として、今後に対する責任ある御答弁を伺つておきたいと思ひます。○國務大臣(木村篤太郎君) 誠に遺憾至極であります。国民に対して私は陳謝したいと思ひます。今後私はさやうなことの絶滅を期して、さやうな

ことを戒心して行くことに努力したいと思ひます。○木村福八郎君 今お言葉がありましたので、それは了承いたします。又木村長官のお言葉も信頼いたしますが、特に希望しておきたいのですが、もう言うまでもないのです。先ほど申し上げましたが、自衛隊費といふのは相当金額が大きいのです。国民の血税、負担といふものは非常に重いのですから、それが不正に使われないやうに、又濫費されないやうに、十分これは気を付けられるやうに、私は御注意申し上げると共に、そういうことの絶滅を期されたいと思ひます。○委員(小酒井義男君) お願ひをしておきますが、成るだけこの条章に關係を持つ問題に一つ質問を集中して頂きたいと思ひます。○矢嶋三義君 ええ。この経理局の所掌事務については、極めて重大だから、私も質問いたしますが、只今木村委員から質疑がありました。全く同感です。多額の費用を、予算をこぞで作用されるわけですから、よほど引締めてかかつてもらわなくちゃならないと考へます。私はここに一部の新聞記事を持つて来ておりますが、『保安隊不正事件の全容、関係者三十一名に及ぶ』という書き出しで、詳しく出ております。或いは『隊員が盗み合ひ入質、警務中隊が出動、調査』。こういう記事も出ています。『底なし沼、保安隊汚職、業者との腐れ縁、契約官の新事実、疑念、納品の度に、礼金、数万』これらの記事は、これは全部中央の大新聞の記事です。『汚職、各地保安隊に

飛火か、契約担当官五名取調べ、総監私邸の薪炭実態を調査、「保安隊に巢食う悪プロカー群、自動車修理代を横領」、「集団で糶米盗み五十俵売り飛ばす、三十数名を近く処分」、こういう一、二の新聞記事の切抜きを見まして、これは国民に及ぼす影響が大きいと思うのです。これが名もない新聞であるならば、私もそれは重大関心を払いませんけれども、中央各大新聞がこの大きな活字で取上げて、以上は、これは私はほとんど経理局の方面では、その所掌事務について締つてもらわなくちゃならないと思います。で、先般も艦艇の発注が未だにきまらない。これにいろいろの事情があつてきまらないように承つていますが、その真偽のほどはわかりませんが、保安隊と直接関係のない、いわゆる与党の重要ポストにあるかたに、そういう発注をしてもらいたいという、業者が何らかの連絡をつけたらいいというようにな……、多くを申し上げませんが、被疑事実も多く伝えられ、政界の一時は焦点にされた問題もあつたことは御承知の通りであります。これから自衛隊を増強して参りますという、新規発注というものが多額に互つて今後行われるわけですが、これらの契約方式ですね、こういうものについては、ほとんど私は考慮して頂かなくちゃならないと思うのでありますが、昨年以來、木村長官は、この保安隊の一部にあるところの汚名返上のために、具体的にどういう決意をされ、隊内の厳正なる規律確立のために、具体的にどういう手を打たれたか、決意と、その具体

的な処置を承つておきたいと思ひます。

○国務大臣(木村篤太郎君) 内部の肅正は、無論やつております。犯罪者があれば、これを警察処分によつて取調べ、又内部においては相当の者を各地に派遣して、実際に監査をしておるといふような処置をとつて、不正のないように努力しております。

艦船のことでもあります。艦船については、いつも申し上げておる通り、我々は最も価格の安く、而して立派な船を造りたいというために最善の努力をしておる。遅れた事実も又一にそこにかかつておるのであります。

○委員(小酒井義男君) 速記を止めたいと思ひます。

○委員(小酒井義男君) 速記を止めて下さい。

○山下義信君 若干先へ行つてもいいです。その二節を上げるような趣旨で、ずつと二節を通してですね、私はまあ率直に言つて、問題点の第十九条の制服の制限のところは何いたいのですかね。これは非常に問題で、内部部局に従来は……政務次官はおられますか。この「三等保安士以上の保安官」云々と、この制限を撤廃せられたのです。これが提案理由で補足説明では何にも理由等をおつしやつていないのであります。一つこれは長官から、相当重要な問題点でありますから、本當の御趣旨を一つ承りたいと思ひます。そしてこういう制限を撤廃したことについての議論のあることは言うまでもないことではあります。この防衛二法案の全体に關係して、又今後の運用上に如何なる御配慮が考えられて

おるかという、この制服制限の撤廃の問題につきまして、第十九条の御趣旨、当局の御決意、又それがいわゆる文官優越性の崩壊にあらざる理由、その武官の、何と申しますか、いわゆる弊が及ぼさるることについての御配慮といふものがどういふふうになされておるかといふことを、長官から率直に一つ承りたいと思ひます。

○矢嶋三義君 その前に關連して……この十九条は、保安法と同じじやないかと思ひますが、その答弁次第で質問がありますので、含んで一つ答弁願ひたいと思ひます。

○政府委員(加藤陽三君) これは山下委員のお尋ねは、十九条ではなしに……十九条は今の保安法と同じじやないでございませう。お尋ねの点は、これは保安法の十六条の六号に相当するものが、今度の防衛庁設置法案に規定してないかという点に關するお尋ねじやないかと思ひますが、十九条は全然同じでございませう。

○山下義信君 そうですね。私がどこを間違えておりました……。

○政府委員(加藤陽三君) 第十九条に關しまして……。

○委員(小酒井義男君) 速記を止めて下さい。

○委員(小酒井義男君) 速記をつけたい。

○国務大臣(木村篤太郎君) 私はこう考へるのです。世間普通に文官優位という言葉を使つております。私は文官優位という言葉を使いたくないのであります。いわゆる政治が軍事に優先する、或いは言葉を換えて申しますれば、當るが當らんかわかりませんが、

いわゆるシヴィリアン・コントロール、シヴィリアン・シニョーラマシーヤないか。そこでどこまでも私は制服と非制服者とは、對立關係があつてはいかない。お互い一つの大きな任務を背負わされておる自衛隊員ですから、その間において、いさしくも摩擦相剋があつてはいけないと思ひます。そこでとかく世間ではシヴィリアン・シニョーラマシーヤ、文官優位、文官優位という言葉に災されて、如何にも内局に勤めておるものが、実施部隊、制服の上にあるというふうな見かたをし、又自然にそういうふうなことが内局に勤めておるものが考へるようなことがあつては、これはいかんと思ひます。御承知の通り、只今制服を着て、いわゆる実施部隊に勤務してゐるもので、これは立派な人がある。いわゆるシヴィリアンでありました旧軍人でない立派な人もあります。又旧軍人の中にも立派な人もあります。これが絶対に内局に勤めることができないというところは、私は適材適所主義から言つても、よろしくない。それで制服を着てゐる人でも立派な適格者であれば、内局に勤めさせても、これは差支えないのじやないか。一度制服を着た経験のあるものは、絶対に内局に勤めることができないというふうなことは、いわゆる制服を着ておるものと相剋摩擦を生ぜしめる一つの契機となる虞れがあるから、そこできよな一旦制服を着た経験のあるものは、内局に勤めることができないというふうな禁札を取除くことが望ましいのではないか。併し建前といったしましては、どこまでも制服を着たまままで内局に勤めるわけではないのであ

ります。いわゆる内局に勤めるものは、内局に勤めるだけの資格があり、又おのづからその間において、経歴のあるものが出て来るのであります。現在の内局においても、曾つて制服を着たものはありません。この建前は原則としてとつて行きさえすればいいのであつて、さういふ禁札を掲げるといふことは、私はよくない、こう考へておるのであります。

○山下義信君 長官の御所見承りました。そこで私は伺ひたいのは、政治優先といふことは、これはお説の通り、私たちが同意します。これは言うまでもなく、軍事が政治を支配してはならぬのであります。あくまで政治優先主義でなくてはならぬ。文官優位主義といふことが、文官が常に俗に言う制服の武官、制服の上位になつてはならぬといふことは、これは俄かに同意し難いといわれることも、私は或る程度背けると思ひます。文官優位主義といふことが、武官と文官との關係が、上下の關係でなくてはならぬ、常に文官が監督者の上位の指揮者の立場になくちやならぬといふ主義といふことになると、制服と被制服との關係を、その基準で押して行こうという考へかたには、私は若干の誤謬があると思ひます。併し文官優位主義といつておる世間の言葉は、これは我々も今こゝで用いないとして、制服と被制服との關係において、受持つ仕事の、いわゆる國家の防衛の仕事の上において主たる分担すべき分野は、おのづからあると思ひます。それであるほど適所適材主義で彼此融通無碍といふ点は、如何にも大局論でありまして、人材適用主義といふ点から

ります。いわゆる内局に勤めるものは、内局に勤めるだけの資格があり、又おのづからその間において、経歴のあるものが出て来るのであります。現在の内局においても、曾つて制服を着たものはありません。この建前は原則としてとつて行きさえすればいいのであつて、さういふ禁札を掲げるといふことは、私はよくない、こう考へておるのであります。

○山下義信君 長官の御所見承りました。そこで私は伺ひたいのは、政治優先といふことは、これはお説の通り、私たちが同意します。これは言うまでもなく、軍事が政治を支配してはならぬのであります。あくまで政治優先主義でなくてはならぬ。文官優位主義といふことが、文官が常に俗に言う制服の武官、制服の上位になつてはならぬといふことは、これは俄かに同意し難いといわれることも、私は或る程度背けると思ひます。文官優位主義といふことが、武官と文官との關係が、上下の關係でなくてはならぬ、常に文官が監督者の上位の指揮者の立場になくちやならぬといふ主義といふことになると、制服と被制服との關係を、その基準で押して行こうという考へかたには、私は若干の誤謬があると思ひます。併し文官優位主義といつておる世間の言葉は、これは我々も今こゝで用いないとして、制服と被制服との關係において、受持つ仕事の、いわゆる國家の防衛の仕事の上において主たる分担すべき分野は、おのづからあると思ひます。それであるほど適所適材主義で彼此融通無碍といふ点は、如何にも大局論でありまして、人材適用主義といふ点から

ります。いわゆる内局に勤めるものは、内局に勤めるだけの資格があり、又おのづからその間において、経歴のあるものが出て来るのであります。現在の内局においても、曾つて制服を着たものはありません。この建前は原則としてとつて行きさえすればいいのであつて、さういふ禁札を掲げるといふことは、私はよくない、こう考へておるのであります。

○山下義信君 長官の御所見承りました。そこで私は伺ひたいのは、政治優先といふことは、これはお説の通り、私たちが同意します。これは言うまでもなく、軍事が政治を支配してはならぬのであります。あくまで政治優先主義でなくてはならぬ。文官優位主義といふことが、文官が常に俗に言う制服の武官、制服の上位になつてはならぬといふことは、これは俄かに同意し難いといわれることも、私は或る程度背けると思ひます。文官優位主義といふことが、武官と文官との關係が、上下の關係でなくてはならぬ、常に文官が監督者の上位の指揮者の立場になくちやならぬといふ主義といふことになると、制服と被制服との關係を、その基準で押して行こうという考へかたには、私は若干の誤謬があると思ひます。併し文官優位主義といつておる世間の言葉は、これは我々も今こゝで用いないとして、制服と被制服との關係において、受持つ仕事の、いわゆる國家の防衛の仕事の上において主たる分担すべき分野は、おのづからあると思ひます。それであるほど適所適材主義で彼此融通無碍といふ点は、如何にも大局論でありまして、人材適用主義といふ点から

ります。いわゆる内局に勤めるものは、内局に勤めるだけの資格があり、又おのづからその間において、経歴のあるものが出て来るのであります。現在の内局においても、曾つて制服を着たものはありません。この建前は原則としてとつて行きさえすればいいのであつて、さういふ禁札を掲げるといふことは、私はよくない、こう考へておるのであります。

言へば、長官の御所論は、一応は御尤であります。併しおの／＼分担する分野があつて、その特長を發揮するという建前の上に立ちますと、適所適材主義、人材活用主義とは言ひながら、おの／＼から主たる任務の分野が混濁するといふことの弊を免れないと私は考へる。そこで先ほど内部部局の所掌事項のほうにおきまして、いろいろ御質疑等も同様からありましたときに、そういうその防衛に關する諸般の総合計画であるとか、調整であるとかいう仕事は、視野が広いものでなくちやならん。従つてこれは文官を充てるのが至当であるといふのは、長官のお口から出ておるようでありませう。そういうような点からみると、それは制服の中にも、視野の広い人なきにしもあらず、又我々が一抹の疑惑をもつてお尋ねすると、文官の中にも、十分軍事眼のある精通者なきにしもあらず、従つて防衛局長にこれを充當するも、又適任者がある、とおつしやるが、それはよく眺めれば、そういう人もありまして、うけれども、これは特別の場合、制服者がすべて視野が広いとも言へないのでありまして、従つて制服者の受持つ得意とする主たる分野、それから文官の得意とした主たる分野から、おの／＼と私は守るべき限界があると思ふ。その点におきましては、その制服の制限を撤廃しましたことは、一応肯められるようではありますが、併し私はおの／＼から相分れるであらうところの分野の、この彼此の混乱を生ずる疑があると考えますが、この点は長官はどう考へますか。

○国務大臣(木村篤太郎君) この建前は、制服を着たものを内局に持つて来る

よとするものではないのであります。一旦制服を来た経歴のあるものは、絶対に内局に入れないというようなことであつてはならん、これは區別して言うのであります。そこなんであります。運用の面におきまして申し上げました通り、内局においての事務というものは、おの／＼から明らかなんであります。それに適したものを採用するものは当然であります。制服を着て内局に事務に経験のないものを持つて来るようなことが絶対にあり得ないと思ひます。併し制服を一ぺん着たという経歴があるという理由の下に、内局に絶対に對し認められないというようなことを規定しておくといふことは、これはおもしろくない。こう考へておるのであります。

○山下義信君 私はこの防衛二法案を通じて、まあ一つには軍隊の色彩を稀薄ならしめ、一つは従来の軍隊の組織とは違つて、できるだけいわゆる政治優先主義の大原則を貫徹するために、行政的色彩に注意を払い、まあこれがいいか悪いかは別として、私は極めて言ひたいところではないのであります。私の感ずるところでは、従つて、防衛庁という一つの行政事務機構と、自衛隊という武力行使を主とする自衛隊の組織を、悪く言えば混乱でありませうが、よく言うならば如何にこれが行政組織化し、如何に行政權下に、表裏一体的に、俗に言う軍政、年令という關係を、行政といふ行動隊との關係をどういふふう調節するかという一つの狙ひの下に、私はこの二法案は考へられてあると思ふ。従つて私の推測のように、一つはそういう狙ひの下に作られてあるのでありますから、わ

かりにくくもあり、又重複の点もあり、或いはあつちこつち行つたり来たりするところもあつたりして、写真のぼうつと写るのが悪いように、鈍つたような、にじんだような、霞んだような、二重になつたようなところがあるのは、この二法案の、或いはよい意味でも悪い意味でも特長であるかも知れませんが、そういう意味で、制服の人とそうして文官の當るべきその位置とに融通の策をとつたといふことは頷けるのであります。併しなから私が申しますように、何としても制服は、俗に言う、これからです、今の制服は旧軍人もあるし、文官もあるわけなのであります。従つて今その文官出身の制服の人をつかまえて論ずれば、長官の御所見は多分に合つてしまふ。一たび制服を着たからといつて、それをいわゆる武官とどう見て、そこに一つの制限を設けることは、これはいけないといふことは今文官出身の制服者を見られたらそう言えるでしょう。併しこれはだん／＼時間を経て来れば、文官出身の制服といへども、これは完全な、いわゆる俗に言う武官と、やはりそれはそういう方面の専門家になつてもならなければならん。今の制服者は或るときは制服から背広に変わり、もうしよつちゆう制服者が更衣をするといふのはいいない。制服は制服で、いわゆる文官出身の制服でありまして、露骨に言へば、今は軍事能力がどうかといつて世間から冷笑されておつても、これは時間がたつて従つて、立派な制服になつてもならなければならん。そういうふうな或る程度の時日がたつて参りますと、やはり一種の新しい一つの軍人タイプがそこにできるわけでありまして、それが内部部局にずつと進出して来るということになりますと、今申しましたような政治優先的な大きな原則が、やはりただ単にこれが内閣或いは国政の上のみでなく、これらの二法案の組織の中にもやはりその主義、精神が及んで来なければならん。その大原則にやはりこういうところから穴が生じて、こういうところから弊害が自然芽ばえて来ることになりはしないかという点を私も問題にするわけなのであります。その点につきまして長官はどういう御所見を持たれるか。

○国務大臣(木村篤太郎君) 申すまで、この建前を作つておるわけでありませう。これをすぐやろうといふわけではありませう。申すまでもなく、仰せになつたように、これからは制服を着た者は制服の専門家になり、専門家で終始されることを望みます。それを以て直ちに制服を脱がせて内局に持つて来ようとするのではない。ただ建前がよろしくない。一遍制服を来たという理由だけの下に、内局に絶対に務めることができないといふことであると、これは私は内局といふゆる実施部隊との間に却つて将来摩擦を生ずると思ふのであります。

○山下義信君 これは一つ法制局長官の出席を煩わしいのですが、私の伺うのに、長官は二つの理由をおつしやつたのですが、一つには一遍制服を着たからといつて、これが内部部局に入ることのきんといふことは、適所適材の上において余りに、これは考へ方が狭小に失するといふことである。それからいふ一つは、運用の面において、だから原理的には並行を考へられるからこうしたが、運用の面において必ずしも今制服をここに持つて来ようとするのじやないのだと、こういうことを特に力説をせられ、その運用の面において心配はないのだといふことは、どういふことでございませうか。

○国務大臣(木村篤太郎君) 申すまでもなく内部部局において扱ふべき所掌事務というものは、法律にはつきり規定されてゐる。これらの事務に相当すべきものを採用するのは当然であります。現在制服を着て、制服だけの仕事をやつてゐる人は、それらの事務に堪能のものと私は思ひません。従つてそれを直ちに適材なりとして持つて来る余地はないのであります。別の方面からさうな事務に経歴があり堪能なものを選ぶことが原則である。さうな意味でこれは運用上弊害は生じないと考へております。

○山下義信君 ちよつとおつしやることとがよくわからないのであります。私も多少疲れておりますが、今おつしやつたのは何でございませうか、建前はこういうふうな今度制限を撤廃したけれども、適任者がなければすぐに内部部局にそれを任命しようとするものではないのであるから、制限は撤廃しても心配はないのではないか、こういう御趣旨でございませうか。

○国務大臣(木村篤太郎君) そうです。

○山下義信君 これは従来の制度の中の非常な重大な点を、これを撤廃せられるといふことはやはり必要があつて今回の改正をなさるのだらうと私は思ふ。それで制服の制限は撤廃して

も、当分制服を任命する考えはないというところであれば、急いで撤廃する理由にはないだろうと思う。やはりこういう制限を撤廃せられる理由は、従来のように制限があつちやいけな、ただ原理的にいけな、いやなくて、現実的に適任者があつて、やはり必要な内部部局には、例えば悪いのですけれども、或いは防衛局長であるとかいつたようなところは、やはり制服がよいのだという、今回の自衛隊の組織の衣替えに当つて、やはり最高指揮者としての長官の、政府の考え方が、こういうふうな法律を、制度を定めるならば、直ちに全部をそれに当てるというわけじゃないが、そういう御実行の意思があつて法律を改正なさるのだ、でなければ平仄が合わないと思ふのでありますが、若し建前はこういうふうに改めても、制服を任命するような考えはないのだというならば、私は制度を改める必要はないのじやないかと思ふのでありますが、その点は如何ですか。

○国務大臣(木村篤太郎君) さつき申されしましたあらかじめ制服を着たものをどこかの部局に持つて来るといふ予定の下に何したのかというところでありますが、さようなことは絶対にないことを申し上げておきます。常にこれは考えられることは、制服を着ているものと内部部局に勤める者と対立関係があつちやならん。絶対に制服を着た者は内部に勤めることはできないのだというふうなことで、内局の者は優越感を持つというところであると、制服自体が内局に対して見る目が違つて来る。さような差別待遇をしちやいかん。内局に勤めておるものは制服自体も勤め

られるのです。制服自体も入れるのです。それに制服自体を勤めておるものが内局に入れないというふうな禁制を掲げておるといふことは、双方対立、摩擦を拵える一つの欠点になりはしないか、そういうことがあつてはいかない。

○山下義信君 私はですね。言葉を返して恐縮であります。長官の今の御説明を聞くと、私は議論を離れて直感いたしますことは、問はずに落ちず語るに落ちて、今保安庁の中には文官派と制服派との対立があつて、現実にはその対立があつて、それを解決する一つの方法としては、制服の制限を、これは撤去することによつて、文官優越という誤まれる観念があり、或いはそういう誤解のあつて、対立を激化すること、これは防止しなくちやならん、それらの必要のために、この制限を外して、この制限を外したことによつて制服を内部部局に用いるという道を開くことによつて、現実の今保安庁の中にある対立を、これを融和しよう、解決しようという考えの下に、なされた措置のように受取られますが、その点は如何でしょうか。

○国務大臣(木村篤太郎君) 現実にはそういうふうな摩擦はありません。併し将来においてさような懸念もなきにあらじやないかと思つておられますが、あらかじめさようなことがあつてはならんという一つの考え方の下に立つておるのであります。

○山下義信君 これはもとの制限がありまして、文官と制服と対立を生ずる虞れがあるというの、どういふわけでございますか。こういうふうな制服の進出の道を開けば開くほど、私は却

つて制服優越の実際的な実権なり、悪い言葉で申しますれば、勢力伸長の端緒を開いて、文官が民主的に行政的に政治優先の原則における現場の一線、その建前のある諸制度が漸次一歩々々後退をして、大きな国家的な政治優先のその原則も、現実的にこの面からだんだんと崩れるという心配のほうは、私は実際の事情なり考え方にあつてはまゐると思つておるんですが、どういふわけでございますか。

○国務大臣(木村篤太郎君) そういう禁制を掲げておるといふことが私どももよくないと思つておるんです。我々は絶対制服を一遍着たために内局に勤められないのだ、人種を異にしているのだという観念を与えることがいけない。

○山下義信君 重ねて伺つて恐縮であります。今、今の保安庁の文官が何か優越性の考え方を持つておるようですね。換言いたしますと、制服のほうから内部部局の文官は威張つておる、何もわかりやせんに威張つておるのだといつて、いろいろ防衛関係の仕事の上においてですね、何と申しますか、そういうふうな現在の文官は極めて生意氣だ、彼らが実権を握つてから何だといふような考え方が実際にあつておるのでしょうか。

○国務大臣(木村篤太郎君) 実際においてさようなことはありません。極めて円満にやつております。かゝるが故に私は却つてさような禁制を掲げて特別扱いをすることがいけない。

前後矛盾しておると思ふ。現在制限があつて、そして現実には何ら弊害がないというなら、この制限を置くことによつて弊害が生ずるとおつしやるのであつて、その弊害を除くために制限を外すべきだとおつしやつて、制限のある現在には何ら弊害がないといふなら、これを外す理由がなくなるのじやないか。

○国務大臣(木村篤太郎君) 私はさうな禁制があることは将来においてよくないと思つておるんですが、さういふ禁制を撤廃しておきます。

○山下義信君 もう一つですが、私の伺うのは制服の制限を撤廃してです。そして内部部局に入ることを許す、認める、一歩私のはうが退いて、長官の御議論に半ば仮に傾くとするならば、それならば制服のままで入るのじやない。それはどういふ扱いになるか。その内部部局の地位に制服のままで入るわけだと思つておるんですが、それがですよ、なぜ文官と同じような扱いをなさいません。制服のままで内部部局長その他の課長というふうな地位についた、その制服をです、なぜ文官と同じような扱い方をなさいません。

○国務大臣(木村篤太郎君) 制服そのものが自衛隊、制服は自衛官なんです。一種の身分が違つておる。自衛官がそのまま内部部局の職員として入ることはできない。入るんであれば自衛官といふものをよして……。

くても、制服のままで部局長に就こうと、これは私は何ら弊害がないことにならなければ論理が合わないかと思ひますが、その点如何ですか。

○国務大臣(木村篤太郎君) 内局は皆平服であります。平服の中に突如として制服のままで、制服を着た者がそのままで勤務させるといふことはよくない。それだけの理由であります。

○山下義信君 これは長官も見えましてなのですが、もう一度私に思い違ひがあつたらいいませんか、加藤局長に伺うのでありますが、この制服が内部部局に勤務することになつたとき、その者の身分上の扱い方はですね、どういふ扱い方をすることによつておりますか。

○政府委員(加藤陽三君) この制服が内部部局に勤める勤め方でございますが、今度の防衛庁設置法の十九条による勤め方によりますれば、自衛官のままで勤務するということになるのでございまして。職務上の関係におきましては、勤務を命ぜられましたところの部局の部局長の指揮監督を受ける。身分上の関係は自衛官でございます。この階級ごとに人事その他の関係で統一をして、同じ目で見させる必要がある。たま／＼ほかの任命権者のところに行つたために、一人早く昇進しても困るし、昇進が遅れても困る。階級ごとに一級陸佐なら一級陸佐の階級の下に人事の関係を考えなければならぬといふような点もございまして、身分上のことについては本来自衛官として所屬するところの部局長の監督を受ける、こういうふうな十九条はしておられます。それから制服の者が制服をぬいでやめて、普通の保安庁の職員とし

て内局に勤めます場合においては、ほかの職員と全然変りはいけません。
○山下義信君 そうすると、今の保安庁長官、木村長官のお話はちよつと思ひ違ひをなさつたんでございませうね。今の自衛官をやめてからでなければ、内部部局に勤務せんとおつしやつたのは……。

○國務大臣(木村篤太郎君) 二色あるのであります。今のは外した点から言つたのであります。

○山下義信君 どちらにしても外して入るのであります。

○國務大臣(木村篤太郎君) いや片方は外さずに入る、今度の十九条の……。

○山下義信君 前の保安庁法の十六条の六号を外してあるのですから、外して今度の新しい建前に入る場合は、自衛官を辞めなくても、自衛官のままでは内部部局のポストに入れることになつてゐるのですか。長官は……。

○國務大臣(木村篤太郎君) 私の申したのは、内部部局の職員として入るのには、制服を脱いで入らなければいけない。

○山下義信君 法律上は自衛官はそのままに入れるようにしてあるのですか。今加藤局長はそう言われましたが、どうですか。

○政府委員(加藤陽三君) これは、十九条は内部部局に勤務するということがありまして、内部部局の職員になつて、この第十七条、十八条に書いてあります内部部局の職員になるというのじや、これはないのであります。

○山下義信君 内部部局に勤務すると

いうことであります。その職員になるのじやないのですか。
○政府委員(加藤陽三君) ええ、第十七条、十八条の職員とはこれは違ひ。別個のものであります。

○山下義信君 そうすると、内部部局に勤務するということはどういふことですか。

○政府委員(加藤陽三君) 仕事の関係で、内部部局の課長とか局長とかいふものと違ひるのであります。それ、内部部局の指揮を受けまして、内部部局の仕事を手伝う、こういうことになるわけでありませう。職員ではない。ただ何と申しますか、派遣勤務と申したらよいと思ふのであります。そういう関係であります。

○山下義信君 そうすると、内部部局の職員でなくして、内部部局の事務に従事するという形はどういふのですか。私は官制の関係がよくわかりませんが、どういふ形になるのでありますか。そうして職務上の指揮命令を受けるといふことになる、その部局の職員でなくちやならない、或いは部局の定員に入つていなくちやならない、そうでなければ、権限もなければ何もないのです。ただ勤務するということは、そこへふらつと行つて、そこでどうするのですか。その部局の職員になつたといふことになるのですか。

○政府委員(加藤陽三君) これはどう申したらおわかり願ふか、いろいろ考へてゐるのであります。仕事の関係は内部部局に行きます。その関係は内部部局に行きます。ただ予算で申しますけれども、ただ予算で申しますけれども、内部部局の職員何名というものが予算に出てゐるわけではございませう。

○山下義信君 自衛官としてほかの種類の職員として俸給なども出てゐる。本来の内部部局の職員には予算上もなつてゐない。それが自衛官としての身分、幕僚監部なり、そのほかの部隊におきまして、内部部局にそこからの派遣せられて勤務する、本来の意味の、身分上も内部部局の職員である者とはその点が違ひ。仕事のやり方につきましては、内部部局の部長の指揮を受けて職務をやるのであります。それから、仕事をやる場合においては同じでありますけれども、そういう意味の、職員と解するならば、解されないことではないと思ふ。併し本来の意味の職員ではないといふことを申上げておるのであります。

○山下義信君 私は今の自衛官としての身分を保持するといふ第二項のことは、あとで尋ねようと思ふのです。それで今は内部部局に行つて勤務する場合、その部局における立場というものは、定員外の立場になるのか、やはり定員の中に入るのか。それから内部部局には一定の定員があつて、そしてそれより以上の立場に立つて、その部局の員数、人数になるのか、その辺がどうなるのかといふことを、この内部部局における、勤務するといふ立場のこの人の……これは身分は自衛官でしようけれども、部局の職員定員、その他の建前の上において、内部部局の人になるのか。内部部局の人にならずして、やはりちやんとその職務の場所は自衛隊であつて、その職務の場所は内部部局ではない。本来の職務の場所は、自衛隊という固有の立場に立つて、身分は自衛官であつて、職務の場所は自衛隊であつて、今の

○山下義信君 自衛官としてほかの種類の職員として俸給なども出てゐる。本来の内部部局の職員には予算上もなつてゐない。それが自衛官としての身分、幕僚監部なり、そのほかの部隊におきまして、内部部局にそこからの派遣せられて勤務する、本来の意味の、身分上も内部部局の職員である者とはその点が違ひ。仕事のやり方につきましては、内部部局の部長の指揮を受けて職務をやるのであります。それから、仕事をやる場合においては同じでありますけれども、そういう意味の、職員と解するならば、解されないことではないと思ふ。併し本来の意味の職員ではないといふことを申上げておるのであります。

○山下義信君 私は今の自衛官としての身分を保持するといふ第二項のことは、あとで尋ねようと思ふのです。それで今は内部部局に行つて勤務する場合、その部局における立場というものは、定員外の立場になるのか、やはり定員の中に入るのか。それから内部部局には一定の定員があつて、そしてそれより以上の立場に立つて、その部局の員数、人数になるのか、その辺がどうなるのかといふことを、この内部部局における、勤務するといふ立場のこの人の……これは身分は自衛官でしようけれども、部局の職員定員、その他の建前の上において、内部部局の人になるのか。内部部局の人にならずして、やはりちやんとその職務の場所は自衛隊であつて、その職務の場所は内部部局ではない。本来の職務の場所は、自衛隊という固有の立場に立つて、身分は自衛官であつて、職務の場所は自衛隊であつて、今の

○山下義信君 自衛官としてほかの種類の職員として俸給なども出てゐる。本来の内部部局の職員には予算上もなつてゐない。それが自衛官としての身分、幕僚監部なり、そのほかの部隊におきまして、内部部局にそこからの派遣せられて勤務する、本来の意味の、身分上も内部部局の職員である者とはその点が違ひ。仕事のやり方につきましては、内部部局の部長の指揮を受けて職務をやるのであります。それから、仕事をやる場合においては同じでありますけれども、そういう意味の、職員と解するならば、解されないことではないと思ふ。併し本来の意味の職員ではないといふことを申上げておるのであります。

○山下義信君 私は今の自衛官としての身分を保持するといふ第二項のことは、あとで尋ねようと思ふのです。それで今は内部部局に行つて勤務する場合、その部局における立場というものは、定員外の立場になるのか、やはり定員の中に入るのか。それから内部部局には一定の定員があつて、そしてそれより以上の立場に立つて、その部局の員数、人数になるのか、その辺がどうなるのかといふことを、この内部部局における、勤務するといふ立場のこの人の……これは身分は自衛官でしようけれども、部局の職員定員、その他の建前の上において、内部部局の人になるのか。内部部局の人にならずして、やはりちやんとその職務の場所は自衛隊であつて、その職務の場所は内部部局ではない。本来の職務の場所は、自衛隊という固有の立場に立つて、身分は自衛官であつて、職務の場所は自衛隊であつて、今の

○山下義信君 自衛官としてほかの種類の職員として俸給なども出てゐる。本来の内部部局の職員には予算上もなつてゐない。それが自衛官としての身分、幕僚監部なり、そのほかの部隊におきまして、内部部局にそこからの派遣せられて勤務する、本来の意味の、身分上も内部部局の職員である者とはその点が違ひ。仕事のやり方につきましては、内部部局の部長の指揮を受けて職務をやるのであります。それから、仕事をやる場合においては同じでありますけれども、そういう意味の、職員と解するならば、解されないことではないと思ふ。併し本来の意味の職員ではないといふことを申上げておるのであります。

ように臨時に身体だけが内部部局に行つて、そこで何ら職務上の権限も何もなくて、部局長との間に、職務上は、直屬の関係も、指揮命令を受ける関係もなくして、今のうちに本来の職務上の立場は自衛隊のほうの自衛官としてのものがあつて、そして臨時に内部部局に行つて仕事をするというだけのものか。どういふことになるのですか。

○政府委員(加藤陽三君) これはその内部部局の職員の定員外である、こういうことは先ほど御説明いたしました。職務上の関係は、第十九条で、その勤務を命ぜられた部局長の指揮監督を受けるということになります。

○山下義信君 じや、ちよつとまだこの点は私に納得できないのであります。が、そういう場合に、これは職務上の指揮監督はやはり受けるのです。内部部局に行つてですね。

○政府委員(加藤陽三君) そうです。

○山下義信君 そして身分は、まあ部局長の場合で言いますと、部局長の関係はないのです。

○政府委員(加藤陽三君) その関係は十九条の二項に書いてある通りでございませう。

○山下義信君 これはあなたに内部部局へ派遣されている間に、ほかの階級が、少佐が中佐になり、少尉が中尉になつて、だん／＼行くのに、ひよつと身分を外しておくと、内部部局に行つたために昇進が遅れてみたり、又早まつてみたり、結局他の自衛官とのバランスが、これが不均衡になつてしまつていかないので、自衛官としての身分を

○山下義信君 これはあなたに内部部局へ派遣されている間に、ほかの階級が、少佐が中佐になり、少尉が中尉になつて、だん／＼行くのに、ひよつと身分を外しておくと、内部部局に行つたために昇進が遅れてみたり、又早まつてみたり、結局他の自衛官とのバランスが、これが不均衡になつてしまつていかないので、自衛官としての身分を

○山下義信君 これはあなたに内部部局へ派遣されている間に、ほかの階級が、少佐が中佐になり、少尉が中尉になつて、だん／＼行くのに、ひよつと身分を外しておくと、内部部局に行つたために昇進が遅れてみたり、又早まつてみたり、結局他の自衛官とのバランスが、これが不均衡になつてしまつていかないので、自衛官としての身分を

○山下義信君 これはあなたに内部部局へ派遣されている間に、ほかの階級が、少佐が中佐になり、少尉が中尉になつて、だん／＼行くのに、ひよつと身分を外しておくと、内部部局に行つたために昇進が遅れてみたり、又早まつてみたり、結局他の自衛官とのバランスが、これが不均衡になつてしまつていかないので、自衛官としての身分を

○山下義信君 これはあなたに内部部局へ派遣されている間に、ほかの階級が、少佐が中佐になり、少尉が中尉になつて、だん／＼行くのに、ひよつと身分を外しておくと、内部部局に行つたために昇進が遅れてみたり、又早まつてみたり、結局他の自衛官とのバランスが、これが不均衡になつてしまつていかないので、自衛官としての身分を

○山下義信君 これはあなたに内部部局へ派遣されている間に、ほかの階級が、少佐が中佐になり、少尉が中尉になつて、だん／＼行くのに、ひよつと身分を外しておくと、内部部局に行つたために昇進が遅れてみたり、又早まつてみたり、結局他の自衛官とのバランスが、これが不均衡になつてしまつていかないので、自衛官としての身分を

元の通りに置いておく、こういうことで、それも理由でしよう。理由でありませうけれども、私が問題にするのは、自衛官が制服のままで内部部局に勤務する。この点はそれが不明確ですから、あとから法制局長官にちやんと、私官吏のこういう場合の身分を正確にお調べ頂くと思ふのですが、私が問題にするのは、自衛官のままで行つて、職務上の指揮命令は部局長から受ける、而も身分は自衛官の身分が保たれておる、言い換へれば……これはあとの者はです。局長の職務命令を受けるけれども、その身分について一部局長が俗に言う任免権といふものを持つてゐる、任免権の裏付けがあればこそ、その部下に職務の遂行を命じ、やはり一つの上下の関係があつて動くのです。保護されておる自衛官といふものは、自衛官が内部部局に行つても、制服としてのちやんと保護を受けておるのですから、自衛隊のほうの隊長が、お前内部部局に行け。なんだ、あの局長が何言つたのだ、なんだ、あんな(笑)と言つた場合に、局長は何らその者の身分の、俗に言う首切るといふようなことも何もされずして、身分が保護されておるというのが第二項になる。ところがこれは制服が内部部局に入るということには、こういうふうな保護が加えられる。これは旧軍隊の旧軍人に特についておつた、あの軍人の身分については、軍部以外には指一本も指しません。それと同じ趣向じやありませんか。私はそういうことを感ずるのであります。私の考え方が間違つておれば御指摘下さい。

○政府委員(加藤陽三君) その内部部

○山下義信君 自衛官としてほかの種類の職員として俸給なども出てゐる。本来の内部部局の職員には予算上もなつてゐない。それが自衛官としての身分、幕僚監部なり、そのほかの部隊におきまして、内部部局にそこからの派遣せられて勤務する、本来の意味の、身分上も内部部局の職員である者とはその点が違ひ。仕事のやり方につきましては、内部部局の部長の指揮を受けて職務をやるのであります。それから、仕事をやる場合においては同じでありますけれども、そういう意味の、職員と解するならば、解されないことではないと思ふ。併し本来の意味の職員ではないといふことを申上げておるのであります。

○山下義信君 自衛官としてほかの種類の職員として俸給なども出てゐる。本来の内部部局の職員には予算上もなつてゐない。それが自衛官としての身分、幕僚監部なり、そのほかの部隊におきまして、内部部局にそこからの派遣せられて勤務する、本来の意味の、身分上も内部部局の職員である者とはその点が違ひ。仕事のやり方につきましては、内部部局の部長の指揮を受けて職務をやるのであります。それから、仕事をやる場合においては同じでありますけれども、そういう意味の、職員と解するならば、解されないことではないと思ふ。併し本来の意味の職員ではないといふことを申上げておるのであります。

○山下義信君 自衛官としてほかの種類の職員として俸給なども出てゐる。本来の内部部局の職員には予算上もなつてゐない。それが自衛官としての身分、幕僚監部なり、そのほかの部隊におきまして、内部部局にそこからの派遣せられて勤務する、本来の意味の、身分上も内部部局の職員である者とはその点が違ひ。仕事のやり方につきましては、内部部局の部長の指揮を受けて職務をやるのであります。それから、仕事をやる場合においては同じでありますけれども、そういう意味の、職員と解するならば、解されないことではないと思ふ。併し本来の意味の職員ではないといふことを申上げておるのであります。

○山下義信君 自衛官としてほかの種類の職員として俸給なども出てゐる。本来の内部部局の職員には予算上もなつてゐない。それが自衛官としての身分、幕僚監部なり、そのほかの部隊におきまして、内部部局にそこからの派遣せられて勤務する、本来の意味の、身分上も内部部局の職員である者とはその点が違ひ。仕事のやり方につきましては、内部部局の部長の指揮を受けて職務をやるのであります。それから、仕事をやる場合においては同じでありますけれども、そういう意味の、職員と解するならば、解されないことではないと思ふ。併し本来の意味の職員ではないといふことを申上げておるのであります。

○山下義信君 自衛官としてほかの種類の職員として俸給なども出てゐる。本来の内部部局の職員には予算上もなつてゐない。それが自衛官としての身分、幕僚監部なり、そのほかの部隊におきまして、内部部局にそこからの派遣せられて勤務する、本来の意味の、身分上も内部部局の職員である者とはその点が違ひ。仕事のやり方につきましては、内部部局の部長の指揮を受けて職務をやるのであります。それから、仕事をやる場合においては同じでありますけれども、そういう意味の、職員と解するならば、解されないことではないと思ふ。併し本来の意味の職員ではないといふことを申上げておるのであります。

○山下義信君 自衛官としてほかの種類の職員として俸給なども出てゐる。本来の内部部局の職員には予算上もなつてゐない。それが自衛官としての身分、幕僚監部なり、そのほかの部隊におきまして、内部部局にそこからの派遣せられて勤務する、本来の意味の、身分上も内部部局の職員である者とはその点が違ひ。仕事のやり方につきましては、内部部局の部長の指揮を受けて職務をやるのであります。それから、仕事をやる場合においては同じでありますけれども、そういう意味の、職員と解するならば、解されないことではないと思ふ。併し本来の意味の職員ではないといふことを申上げておるのであります。

○山下義信君 自衛官としてほかの種類の職員として俸給なども出てゐる。本来の内部部局の職員には予算上もなつてゐない。それが自衛官としての身分、幕僚監部なり、そのほかの部隊におきまして、内部部局にそこからの派遣せられて勤務する、本来の意味の、身分上も内部部局の職員である者とはその点が違ひ。仕事のやり方につきましては、内部部局の部長の指揮を受けて職務をやるのであります。それから、仕事をやる場合においては同じでありますけれども、そういう意味の、職員と解するならば、解されないことではないと思ふ。併し本来の意味の職員ではないといふことを申上げておるのであります。

○山下義信君 自衛官としてほかの種類の職員として俸給なども出てゐる。本来の内部部局の職員には予算上もなつてゐない。それが自衛官としての身分、幕僚監部なり、そのほかの部隊におきまして、内部部局にそこからの派遣せられて勤務する、本来の意味の、身分上も内部部局の職員である者とはその点が違ひ。仕事のやり方につきましては、内部部局の部長の指揮を受けて職務をやるのであります。それから、仕事をやる場合においては同じでありますけれども、そういう意味の、職員と解するならば、解されないことではないと思ふ。併し本来の意味の職員ではないといふことを申上げておるのであります。

○山下義信君 自衛官としてほかの種類の職員として俸給なども出てゐる。本来の内部部局の職員には予算上もなつてゐない。それが自衛官としての身分、幕僚監部なり、そのほかの部隊におきまして、内部部局にそこからの派遣せられて勤務する、本来の意味の、身分上も内部部局の職員である者とはその点が違ひ。仕事のやり方につきましては、内部部局の部長の指揮を受けて職務をやるのであります。それから、仕事をやる場合においては同じでありますけれども、そういう意味の、職員と解するならば、解されないことではないと思ふ。併し本来の意味の職員ではないといふことを申上げておるのであります。

○山下義信君 自衛官としてほかの種類の職員として俸給なども出てゐる。本来の内部部局の職員には予算上もなつてゐない。それが自衛官としての身分、幕僚監部なり、そのほかの部隊におきまして、内部部局にそこからの派遣せられて勤務する、本来の意味の、身分上も内部部局の職員である者とはその点が違ひ。仕事のやり方につきましては、内部部局の部長の指揮を受けて職務をやるのであります。それから、仕事をやる場合においては同じでありますけれども、そういう意味の、職員と解するならば、解されないことではないと思ふ。併し本来の意味の職員ではないといふことを申上げておるのであります。

○国務大臣(木村篤太郎君) その御質問に対しては先刻山下委員に対して答弁した通りであります、只今のお言葉の制服を着ておる者で内局進出を希望しておる者があるということでありますが、現在においてはさうなことは聞き及んでおりません。制服というものは実施部隊として、このほうに専念して行こう、こういうものと私は考えております。而してこの制限撤廃の一番主なる理由はいわゆる適材適所主義であつて、一度制服を着たという理由だけで内局に絶対に入れないというやうなことは私はよろしくない。一面からいつて思想と宜しくしたい。それから内局に入れないということでありますと、制服を着ておる部隊が内局に対して一面においては非常に色目鏡を以てみて来る疑念がなきにしもあらずと私は考える。融通無碍に内局に勤めておる者も場合によつては制服部隊に勤める。制服部隊に勤めた者も有用人材であれば内局に勤めてもいいというやうな道を開いて行くことが、部隊全体として円滑を期する一つの大きなゆえんであると私は考えております。

○矢嶋三義君 一歩進んで伺いたい点は、長官は制限を撤廃したけれども、大方針としては制服と入替える考えはないということをご再答弁されております。併し撤廃された以上、恐らく近い将来に制服の方々が若干その制服を脱いで、平服で、背広でこういうポストにつかれますと思ひますが、そういうことになつた場合、一歩進みますが、この内局の幹部において制服経験者が占めるパーセンテージというものは、数の上からどの程度が限度であるとお

考えになつておられますか。そういうことは純軍事的な、長官を補佐するところの陸海空幕僚監部並びに統合幕僚会議、その線と、それから政策的に長官を補佐するところの内務部局というものの、この両方の補佐を長官は、先もちよつと触れました長官のブレインが、更に参事官が二人もつくわけでありますが、長官がこの両面の補佐を適度に調整して、さうして長官の方針をきめる、こういう建前になつておるわけでありまして、私は仮に制服を着た第一線の実施部隊の経験者を内務部局に採用する場合においても、おのずと限度があるだらう、分くともその線を守らなければ、やはりまだ固まつていない我が国の自衛隊としては、政治が軍事に優先するという形態というものは、なか／＼成熟していけないのではないかと、こういうふうな非常に私はこの点懸念いたしますので、その点長官に伺つておきたいと思ひます。

○国務大臣(木村篤太郎君) 只今現実の問題として制服を来ておるものから、内局に採用しようという考えは毛頭持つておりません。従つてそのパーセンテージなどは毛頭頭にありません。

○矢嶋三義君 木村さんが長官におる間はそれで先ず私の懸念する事態は起らないと思ひますが、あなたはいつまで長官をされておるかかわらないまいから、やはり私は問題が起ると思ひますが、もう一点伺ひます。それは第十九条の自衛官を内務部局に勤務せよという規定があることは、これは内務部局の定員が不足しているから補うという意味でなくて、内務部局に自衛官としての持つておる知識、素養が必要だ

という立場で、第十九条の自衛官を内務部局に勤務させることができるという事項が入つたかと考えますが、その点如何でしょうか。

○政府委員(加藤陽三君) お説の如く自衛官として持つておられます知識経験というものを活用させたいという考えであります。

○矢嶋三義君 そこで保安庁法の第六十条では課長以上のポストに制服経験者を任命できないやうになつておりましたから、制服者を内務部局においてこれを勤務させることができるというのは、保安庁法の第十六条では非常に活きておりました。ところがこのたび制服就任の制限をとつたから、第十九条の自衛官を内務部局において勤務させるというものは若干私はその重さというものが薄らいて来たかと思ふのであります。これを反対の方面から眺めますと、やはり自衛官を内務部局に勤務せよ、それから自衛官であつたかたを内務部局の幹部に任命する途を開いたというところは、これを總括的に眺めた場合に、現在の内務部局だけでは制服者が持つておるやうな軍事的な知識素養というものが、今の内務部局の幹部では不足しておる。従つて方針としてこの内務部局に、もう少し第一線実施部隊の自衛官として持つておるところの知識素養というものが必要だと思ふことを私は裏書きしておると思ふ。どうしてもそういうふうにとらざるを得ない。そのことが私はまだ兵権優位になつて、新しい政治が軍事を支配するやうな考え方、理念、実践といふものが確立されてない我が国においては、そういうことは若干不自然かも知れませんが、そういう制限がある

はうが適當であつて、今撤廃するのは適當でない。こういう私は見解の下に承つておるわけですが、これは意見になります、木村長官にお伺ひしても同じ答弁しかないでしようから、最後に、この自衛官を内務部局において勤務させることができるという点について、一体各課には何人ぐらい勤務させておるか、それからその勤務者は常勤的に相当長期間に互つて勤務するのか、それとも二、三ヶ月ぐらゐの短期間に輪番に勤務しておるか、その実態というものを伺つておきたいと思ひます。

○政府委員(加藤陽三君) 現在は保安局のほうに数人勤務しておられます。勤務の態様は相当長期のものもござい、それ／＼の必要に応じてやつております。保安局のほうにはございせん。

○八木幸吉君 先ほど局長のお答えでは自衛官は参事官になれない、こういうふうなお答えがございましたけれども、法文の上ではさうな制約はないと思ひますが、如何でございませう。

○政府委員(加藤陽三君) 参事官といふのは一つの官名であると思ふのでありまして、自衛官といふのも一つの官名であると思ふのであります。若しお話のごとくになりますと、兼官といふやうな恰好になるのではないかと思ひますが、それは参事官の任用資格等から別の問題として考えられると思ひます。

○八木幸吉君 法制局長官も今の御見解に御同意ですか。

○政府委員(佐藤達夫君) 先ほど私自身も申述べましたやうに、任用資格とい

うものが、卑近な言葉で言えば自衛官のほうは「おいち二」というやうなところの上手な人、或いは内務部局に入ります人は事務に練達の人というやうに、おのずから資格がはつきり違つておるからして、やはりそれにはその資格がなければ、仮に自衛官の足を洗つて参りましたも、参事官になるためにはその資格がなければ当然なれない、かやうに考えております。

○八木幸吉君 私は参事官というものは一番高い補佐機関でありますから、例えば統合幕僚会議議長のごときのもも、むしろ入つたほうがいいのだ、長官はただ素人ばかりが補佐し、防衛の基本方針等の承認や指示の補佐をする。二十条の権限を持つておるものは全部補佐する。参事官が素人であつたのではよくない。軍事的の相当の経験もあり、又地位もある人が当然一人や二人入つておるのが当り前のことだ、必要なことだと、こう考えておるのだ、少くとも統合幕僚会議議長とか、或いは幕僚長のような人も幕僚機関にという意味から言えば入るほうがいいじやないか、こう思うので実は伺つておるのでありまして、「おいち二」なんかのそんな低いところの話じやない。これを大きなところから見れば、私は法律のことはよく存じませんが、一向参事官に長官が自衛官を任命させて差支えないじやないかと私は思ふのです、もう一遍念を押して伺つてみたいと思ひます。

○政府委員(佐藤達夫君) 「おいち二」は大変不適当な言葉で撤回いたします。但し私の申上げたと思ふのは、参事官の資格を持つておる人ならば、今度のいゝゆる制服の制限撤廃という

ことによつて、逆の面から申し上げますならば、参事官の資格を持つておる人であるならば、自衛官の経歴のある人でも勿論なり得る。裏から言へばそういうことが申し上げ得るわけでありまして。

○國務大臣(木村篤太郎君) なお附加えて申し上げますが、統合幕僚会議議長もこれはひとしく長官の補佐役であります。ブレンであります。その専門的方面においては十分に長官を補佐する、こういう建前をとっております。

○八木幸吉君 併しこの二十条で規定しておるところは、統合幕僚会議の所掌事項について長官の指示又は承認のその又補佐するものが局長、官房長でありますから、補佐の何と申しますか、高さは私は内部部局長のほうが高いのじゃないか。少し言葉が不適当でありますけれども、そう考へるのですが、如何でございましょう。

○國務大臣(木村篤太郎君) それは高さの問題じゃ私はないと考えております。二十六条に「統合幕僚会議は、左の事項について長官を補佐する」、こう書いてあります、これが会議の議長によつて現実に長官を補佐するわけでありまして。

○八木幸吉君 統合幕僚会議議長のはうに話が飛びましたけれども、私はこの法文全体を見まして、統合幕僚会議議長というのは三幕僚長のいわば調整役、潤滑油のような存在であつて、二十条に規定した補佐としての各局長よりも実権は下だ。名前はいいが実権は下だ、こういうふうに先ず考へるわけでありまして、その点についての御意見を私は伺おうとは思いませんけれども、話をもとに返して、どうも参事官

に自衛官を入れて差支えないのだ、参事官としての資格のある人は任命をして差支えないのだ、こう思ふのです。が、先ほどの法制局長官のお言葉もさうによつていいと思ひますが、如何でございましょうか、法制局長官。

○政府委員(佐藤達夫君) 先ほど申しましたように、今までの制服の制限がございまして、如何に参事官としての資格を持つておつても、過去の経歴の故を以てどうしてもなれなかつたその制限が、今度撤廃されますから、なり得ることに理論上なるわけでございます。

○八木幸吉君 先ほどの局長及び法制局長官のお答えは、保安庁法のほうに多少捉われてのお考え……。私は保安庁法をまるで知らないのですから、この新しい防衛庁設置法だけの考えで承つておるので、結局その資格さえあれば自衛官は参事官になつてもよろしい、こういうことではございましょうか。

○政府委員(加藤陽三君) 私が質問を取違へたかわかりませんけれども、自衛官のままで、現在のままで参事官になるというふうな尋ねのように思つたのです。それは自衛官のままで参事官になるというところは、これは任用資格の点から申してもむづかしい、こういうふうな考へまして、自衛官をやめて参事官になる問題は又別であらうと思ひます。

○山下義信君 ちよつと質問を保留さして頂きたいと思うのですが、八木委員の質問で関連するわけですが、今更に向うのもどうかと思うのであります。が、参事官でありますとか、内部部局の職員ですね、この人たちの任用資格の根拠法は何によつて任用するのでござい

いますか。従ひまして私は主として自衛官のままでという場合をお尋ねしたのですが、一般の制服を脱いだ人は、これは相当高級なポストに局長でも何でもつくれるわけですね。そういう場合は、元自衛官の例えは陸将補というような立場にあつた人も、やはり俗に言う文官任用試験令といつたふうなものを経なければ任命ができないのかどうかという任命の規定ではどうなつておりますか。

○政府委員(加藤陽三君) 現在の保安庁について申しますと、保安庁法の施行規則の別表第一というのに、それぞれの任用資格要件をきめております。こういうふうなきめ方になるだらうと思ひます。

○山下義信君 そうすると、新しい防衛二法案で言う、今八木委員が提起されました参事官の任用の場合は、どういふような資格法規によつて選考すると言ひますか、任命されますか。

○政府委員(加藤陽三君) これは大体考へまして局長級でありますとか、或いは経済審議庁の審議官というふうなものがおられます。それらの方々の資格要件を考慮いたしてきめることになると思ひます。

○山下義信君 それは何できめるのですか。

○政府委員(加藤陽三君) 現在保安庁法の施行規則できめておりますが、総理府令になつております。

○山下義信君 それもその中にちやんと参事官というものも入つてゐるのですか。

○政府委員(加藤陽三君) 現在は参事官はございせんので、今はきまつておりません。

○山下義信君 ですから新しい参事官の任用資格に関する規則というものは、これからお作りになるのですか。

○政府委員(加藤陽三君) その通りでございまして。

○山下義信君 それは単に総理府令とかいふようなもので、その資格を規定することができまうか。

○政府委員(加藤陽三君) 現在は総理府令できめております。

○山下義信君 現在きめてあつても、この新しい今回の法律には、総理府令で任せるといふような規定がありましたか。委任はしてないはずですが……。

○政府委員(加藤陽三君) 自衛隊法の三十五条……。

○山下義信君 それじゃこれからお作りになる総理府令の何は、関係政令その他の府令等の資料を頂いた中にはありませんか。

○政府委員(加藤陽三君) 総理府令に規定すべき事項の中には、現在の保安庁法の規定に準じてきめるといふふうに出してあるはずでございまして。

○山下義信君 結局あなたのはうで勝手におきめになるので、一遍制服を脱いだ人の採用選考の基準も随意にお作りになることができるようになるわけですね。この法律が通つて参りますと……。それで結局何ですか、大佐相当の者ならば選考の上で局長に任ずることでもできる。或いは陸将補、海将補、空将補というふうな制服の経歴の持主は、参事官にそのまま試験なしに選考して採用することができるといふようなことも、府令で今度おきめになれば、これがすぐできる、こういうことですね。

○政府委員(加藤陽三君) その通りでございまして。

○山下義信君 それではそういう重大なことを勝手にしては困りますから、いわゆるこれは委せる場合ですから、大体あなたのはうの、制服を脱いだ場合に準じてやつてもらつてもいいが、制服経験者が制服を脱いで内部部局に入つたときのそれらの高級な次長であるとか、官房長であるとか、局長及び課長等に就任する場合の採用の資格の基準の政府案を一つ見せて頂かねば、無条件委任することはできません。こういう重大な人事の採用基準を国会に御相談なしに、我々は何にも知らずに、白紙委任するわけには参りませんので、三十五条で御一任いたします前に、一度どういふ基準をお定めになる考へかといふことを承らなければならぬ。お考へが今きまつておりますれば、元の制服の経験者で、陸将補及び空将、陸尉は、どういふ制服のときの、階級の何と何の間の者はどうする。或いはその採用の何は試験をする、しないといふようなことの、これは任用令ですから非常に大事なことですね。こういうふうなものは、私は曾つては省令などでそういう規定を設けられたことは余り例がないのじやないかと思ふ。こういう高級な人事が一省令で任されたといふようなことはいないと思ふのであります。しよつ中こういう任用方をいたしますか。佐藤長官に伺ひます。

○政府委員(佐藤達夫君) これは一般職の公務員の場合は、人事院規則で任されてゐるわけでありまして。これは特別職に全部してありますものですか

ら、結局それに対応するものとして、
總理府令という事で現在の保安庁法
の、先ほど御説明しましたように、總理
府令に任されているわけでありませう。
○山下義信君 従来みなこういうふう
な例になつておりますか。
○政府委員(佐藤達夫君) 少くとも逆
に申し上げますと、法律で細かく資格を
書き、試験の手続を書いた例は承知し
たしてありません。

○山下義信君 それは試験やその他
のいろ／＼資格についての細かい規
則はありまじやうけれども……。私の
それじや言葉が足りませんでした。い
わばきびしい試験や条件をつけない
で、いわば何と言いますか、もとの経
歴で、無条件で、まあ殆んど無条件に
近いような形で、相当高位な官職に
これを任命することができようという
ことが、省令で任されているような、俗に
昔で言へば、官吏任用令とかいつた形
の制度というのは、現在でも我が国の
諸制度の上にごさいますか。
○政府委員(佐藤達夫君) 諸制度と申
しまして、明治憲法時代のことには申
上げても詮のないことで、これは皆な
勅令でやつておりましたから、新憲法
の下におけるところのお話になるわけ
であります。少くとも根本方針は、
法律ではつきり謳つて頂く、例えば欠
格事項がどうであらうか、或いは採用
する場合に欠格事項に触れないもの
の中から採用する場合にどう。これはこ
こに書いてございますように、三十五
条にありますように、試験によるとい
うことをはつきり謳つてある。そして
「但し、試験以外の能力の実証に基
く選考によることを妨げない」、試験か

選考かどちらかということ、根本は
法律ではつきり謳つて頂くというの
が、今までの法律の通例でございま
す。うして一般職の場合には、人事院規則
に委ねる。保安庁のごとき場合にお
いては、これは總理府令にお譲りを願
う。こういうのが普通の建前と申し上げ
てよろしい。

○山下義信君 試験の場合はいい
けれども、選考の場合は、選考者の意
思一つでござまる。こういうふうな場合
には、或る程度の枠は設けておかな
ければ、これはその衝に當る人の氣持で
選考者がどうでもできるようなこと
になるのでござります。これが選考につ
いては、この法律は無条件で一任する
というのと同じことになり、いづれに
いたしまして、無条件一任というわ
けには、こういう重大な人事につきま
しては、殊に世論のやかましい制服制
限のこの際、その任用につきましての
考え方は、政府においてどういふ考
えを持てるか、もとの制服のどの階級
にあつた人がどのポストにつける、ど
ういふ選考方針をとるか、試験方針を
とるかというところ、新たな今回の
ケースについての政府の考え方を、こ
れはお示し願わなければならんと思
う。その点は如何でございますし
うか。
○政府委員(加藤陽三君) それでは早
速提出いたします。
○委員(小酒井義男君) 速記をとめ
て。
〔速記中止〕
〔委員長退席、理事長島銀藏君着
席〕
○理事(長島銀藏君) 速記を始めて。

○八木幸吉君 さつきの続きですが、
例えば陸軍補が参事官になるというこ
とは今の法律のままでござりますか。
○政府委員(加藤陽三君) 陸軍補が自
衛官であることをやめてなるといふこ
とでござりますか。
○理事(長島銀藏君) 辞めないで現職
のままで……。
○政府委員(加藤陽三君) これは私は
むづかしいと思ひます。法制局のは
うから……。

○政府委員(林修三君) この点は大体
参事官というのも自衛官というのもの
も大体いづゆる官名と申しますか、俗に
官名と申しておりますが、それと同じ
実はレベルの官名だと思ひのでござ
います。そこで自衛官兼参事官、或いは
参事官兼自衛官といふことは、これは
考えられないでございませうけれど
も、そこはやはり併し任用資格等で実
は問題が相当あると思ひますから、
従つて自衛官の人を以て参事官に充て
るといふことはどうもこの法律の建前
から見ると考へておられないじやない
か、やはり参事官といふのは自衛官の
人を転換させる、そういう考へ方で考
えておりますが、かように考へており
ます。
○八木幸吉君 例えば陸軍大佐が軍務
局長になる。昔の頭かも知れませ
んが、自衛官といふのと、その何と
かむづかしい陸軍補といふのは別じ
やないのですか。
○政府委員(林修三君) ここで陸軍補
といふのは一つの階級と考へておるわ
けでござります。自衛官の中の階級と考
えております。それから昔の、例えば
陸軍大佐といふのがこれは官名でござ

います昔で言へば……。いわゆる陸軍
武官といふ官名はございませんで、陸
軍大佐とか大佐といふのが官名でござ
います。陸軍大佐を以て軍務局長に充
てるというものでござります。いわゆる
軍務局長といふのが職だつたわけであ
ります。参事官と申しますのは、何か
と云へば、これは昔の官名に當たるも
のと考へております。局長が実は職だ
といふふうな考へております。参事官
に任用してそれを何々局長に充てる、
そういう恰好になると思ひます。自衛
官といふものと参事官といふものは、
並行の、並列のものとかように考へる
わけでありませう。

○八木幸吉君 總理府令で特殊のこと
をきめたらその通り行きますか。
○政府委員(林修三君) 總理府令でど
ういふことをきめるかといふことで
ございますか。
○八木幸吉君 任用資格……。
○政府委員(林修三君) 任用資格なん
かについては勿論總理府令できめられ
るわけでありませうが、自衛官を以て参
事官に充てるといふことは、どうもこ
の法律の建前から言へば、そういうこ
とにはならないと思ひます。結局自衛
官の人を参事官に転用させるといふこ
とにならざるを得ないのじやないか、
かように考へるわけでありませう。
○八木幸吉君 よくわかりませうけれ
ども時間をとりませうからこれで……。
○理事(長島銀藏君) ほかにござ
いますか。三節に入つてよろしうござ
いますか。
〔理事長島銀藏君退席、委員長着
席〕
○委員(小酒井義男君) それでは二
節の質疑はこれで終つたものといはし

てよろしうございますか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員(小酒井義男君) それでは暫
時休憩いたします。
午後六時四分休憩
午後七時三十一分開会
○委員(小酒井義男君) それでは只
今より休憩前に引続き委員会を開会
いたします。
この際、国防会議の構成等に関する
件について諸方國務大臣が発言を求
められておりますので、これを許可
いたします。
○國務大臣(緒方竹虎君) 過日本委員
会でお答えをいたしましたところから
いまして、国防会議の構成につきま
して三党間の折衝をいたしました結果、
本日の午後に至りまして、今お手許に
差上げてありますような大体の骨格
を作り上げる事ができたのでござい
ます。簡単でござりますので、ちよつと
読み上げます。

一、国防会議は議長及び議員若干名
で組織すること
二、議長は、内閣總理大臣とする
こと
三、議員は、左に掲げるものとす
ること
1. 副總理たる國務大臣
2. 防衛庁長官
3. 外務大臣
4. 大蔵大臣
5. 経済審議庁長官
6. 内閣が両議院の同意を得て
任命する識見高い練達のもの
若干名
内閣總理大臣は、必要があると
認めるときは、随時關係大臣、統

合幕僚會議議長又は関係者を国防會議に出席させ、意見を述べさせることができること

二、国防會議の事務は内閣においてこれを掌ること

過日保安庁の案としてお目にかけました案の構成員であります大臣中に変わったところがあります。それは通商産業大臣がなくなつた点と、それから第6にあります「内閣が兩議院の同意を得て任命する識見高い練達のもの若干名」、この通商産業大臣をなくしましたのは、これは一に三党折衝の結果であります。その理由は、本委員会におきまして、通商産業大臣があれば農林大臣も必要じゃないか、又運輸大臣も必要じゃないか等の御意見もありましたし、そういう御意向も三党の間に考えられたものと見えてまして、それは別個に、第二項と申します。總理大臣は必要があるとき云々という項に、随時関係大臣を呼ぶことができるという中に入れて、構成員といふことはここに掲げられたものにするにいたしましたのであります。それから、6の「内閣が兩議院の同意を得て任命する識見高い練達のもの若干名」、これは政府及び与党側の考えといひましたし、内閣總理大臣の前歴を持つておるものという考えでありまして、これは三党の間の了解を得ております。それから国防會議の事務を取扱うその所在について御意見がありましたことに鑑みまして、これは内閣において掌るといふことにきめたような次第であります。

なお、これは三党折衝の結果、妥結しました成案であります。これを政府案といふには、申すま

でもなく、閣議の決定を必要とするのであります。これは本日午後でございました。まだ閣議を経ておりません。その点につきましては、私責任を持つて閣議の成案にいたすつもりでございます。

以上甚だ簡略でございますが、国防會議の構成に関する件の御説明を申し上げます。

○委員長（小酒井義男君） それでは暫時休憩いたします。

午後七時三十七分休憩

〔休憩後開会に至らなかつた。〕